

平成30年第4回京丹波町議会定例会（第3号）

平成30年12月 7日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

2番 野口正利君

3番 坂本美智代君

4番 東まさ子君

5番 村山良夫君

6番 谷山眞智子君

7番 西山芳明君

8番 隅山卓夫君

9番 森田幸子君

10番 山田均君

11番 山下靖夫君

12番 谷口勝己君

13番 北尾潤君

14番 梅原好範君

15番 鈴木利明君

16番 篠塚信太郎君

4 欠席議員（1名）

1番 岩田恵一君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	太田	昇	君
副町	長	谷	俊明	君
参事		伴田	邦雄	君
参事		山田	洋之	君
総務課	長	中尾	達也	君
監理課	長	野村	雅浩	君
企画政策課	長	木南	哲也	君
税務課	長	松山	征義	君
住民課	長	長澤	誠	君
保健福祉課	長	大西	義弘	君
子育て支援課	長	津田	知美	君
医療政策課	長	中川	豊	君
農林振興課	長	栗林	英治	君
商工観光課	長	山森	英二	君
土木建築課	長	山内	和浩	君
上下水道課	長	十倉	隆英	君
会計管理者		久木	寿一	君
瑞穂支所	長	山内	善博	君
和知支所	長	榎川	諭	君
教育	長	松本	和久	君
教育	次長	堂本	光浩	君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局	長	藤田	正則
書	記	石田	美穂
書	記	山口	知哉

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日はご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第4回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・野口正利君、3番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

本日の会議に、岩田恵一君より欠席届がありましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、村山良夫君の発言を許可します。

5番、村山良夫君。

○5番（村山良夫君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、かねて提出しております一般質問通告書に基づき、私の一般質問を行いたいと思います。

過去数回にわたり丹波地域開発株式会社の財務内容の吟味とその再建策を質問し、再建策についても意見具申してきましたが、核心に触れた答弁はいただけませんでした。今回、再度、質問いたしますので、何とぞ核心に触れた答弁をお願いしたいと思います。

早速ですが、1点目は、過去の質問で指摘をしておりました含み損は、直近の第26期の決算書に存在しないのか、町長にお伺いいたします。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

それでは、先ほどご質問をいただきましたが、含み損というご指摘でありますけども、借地権のことを申されているのかというふうには思いますが、これは法人税法上の規定にのっとりまして、経理がされました非減価償却資産の借地権というのが存在することは承知を申し上げておりますけども、法人税法にのっとり経理処理をされたものでありまして、これは含み損がどうかというのは、そういった判断をするような類いのものではないというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今までも質問で、いつもあんたは素人やと。そやけど、私とこの丹波地域開発株式会社は、公認会計士に委託してやってもらってると。その都度、君の質問を公認会計士に聞いたけれども、それには税法上の処理としては問題ないというようなお話でした。私が聞いているのは、税法上どうのこうのという問題ではない。

そんなことで、私も、もうこのことをはっきり申し上げたほうがいいと思うんですが、直接、現在、担当しておられる公認会計士さんにお話を聞くことができました。そのときには、これも申し上げていいと思うんですが、町の職員の方も2名立ち会っていただきましたし、また、丹波地域開発株式会社の社長も立ち会っていただきました。その場でこれは含み損でないかということを上げたら、「そのとおりです。最終的に、この部分について、例えば会社が清算したときとか何かのときに損金処理をしなければならない資金である」というようにおっしゃいました。まだそのことを町長には報告されてないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほども申し上げましたとおり、非減価償却資産でありますので、帳簿価額と時価の間に乖離が出るのは、これはそういう性格上は当然でありますけども、含み損という定義として、それが存在するというふうには理解をしておらないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） しつこいようですけど、含み損でなかったら何なんですか。決算書の資産勘定に1億2,800万円は上がってます。上がってますけども、それに対応する財産はないので、資金はないので、この分については、この会社の経理をしている公認会計士がそれは含み損ですと言ってるんですよ。それもまだ聞いておられないですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ただいま私が申し上げましたとおり、非減価償却資産で帳簿価額と時価の差額があるというふうなことは聞いておりますけども、それが含み損であるというよう

なことをはっきりと認めたというようなことは聞いておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） しつこいようですけども、これが、私、今日、質問したい最大の問題ですので、もう少し突っ込んでお聞きします。

例えば、この会社を清算したときに、1億2,800万円は何かで対応できる資金があるということですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、借地権として計上されているもの、これは時価がないわけでありますので、そういった類いの勘定科目のものであるということは申し上げておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 初めに申し上げたとおり、私の質問に核心に触れて答えていただけませんか。この1億2,800万円というのは資産勘定に上がってますけども、これに対応する資産というんですか、例えば現金ですと現金がありますし、預金ですと銀行の預金とかそういうものがありますね、預金通帳。そしたら、この1億2,800万円は何があるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、時価はございませんというふうに答えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 時価がなければ、それは損金ではないですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事業が終了したり、今使っている資産を使用しなくなった場合については、損金であるというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、2点目ですけども、損金になるということを認められたわけですが、そのことはいつ知られましたか。以前から知っておられたんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この借地権については、その借地権の意味といいますか性格について、以前といいますかどの時期か明確には記憶しておりませんが、説明を受けたところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 7月から8月にかけてタウンミーティングをされましたね。そのときに大きな議題として、丹波地域開発株式会社の6億700万円の支援の問題と新庁舎のを中心としてタウンミーティングをされました。そのタウンミーティングのときにも、もう既にこの借地権1億2,800万円が最終的には損金処理をしなければならない資金であるということを知っておられたんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 法人税法上は、経理処理として借地権として計上をされて、それがどういう類いのものであるかということは存じておりました。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほど答えていただいた1億2,800万円が、いわゆる最終的には損金処理しなければならないということを知られたのは、タウンミーティングが始まる前だったんですか。それとも、後で知られたんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 定かな記憶はございません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これ、大事なことでして、もしもタウンミーティングが始まる前に知っておられたとしたら、丹波地域開発株式会社に支援をしなければならない理由というのは、議案のときもそうでしたし、タウンミーティングのときも説明もそうでしたけども、いわゆる損益勘定的には採算がとれてるけども、当初借り入れの金額が大きくて返済ができない。資金繰り上、黒字倒産になるというような意味の説明をされてました。

しかし、この1億2,800万円が最終的に損金処理をしなければならないということになると、本来ですと、それまでに何らかの方法でこれは償却しておかないといけないものなので、本当は損金があったということで、営業上にも赤字であったということにはならないんですか。そうだとしたら、タウンミーティングの説明というのは全く違ってることになるんですけど、いかがですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 借地権というのは、何回も繰り返しますけども、法人税法上で非減価償却資産として計上されてるということで、そういったものを償却するというのは、課税の公平性から見て認められておらないわけですから、償却することは困難であるというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 再三申し上げますけども、質問に的確に答えていただけませんか。私は、税法上の問題を聞いているのではありませんし、税務署でもありませんから、それが脱税しているとかしてないとかいうことは全く問題でなくて、丹波地域開発株式会社の財務状況がどうなのか。そのことがもしもその中に、本来、損金になってしまう資金が入ってるとしたら、京丹波町として、いわゆる出資者として、非常に関心のあることですのでね。税法上のことを聞いているのではなしに、財務上のことを聞いているので、そのことについて今の答弁をしてもらえませんか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 償却をしておくべきというふうにご質問になられましたので、償却は税法上できないということで、税金のことを申し上げたというよりも、そういう決まりになっておるということで申し上げました。確かに、損金になるかもしれませんが、それはだから使用しなくなったり、それから最終的に事業が終わったというような場合については損金になるということですが、それまでについてその含み損があるから、何らかの形で損金処理をするというようなことも、これも税法上でも経理上でも認められておらないわけでありますので、そういった類いのものであるというふうに理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） このことばかりやってたら時間がありませんので、次の質問に移りますけども、そしたらですね、第26回の総会に筆頭株主である京丹波町民の代表として町長が出席されていたと伺ってるんですが、その総会の場で借地権1億2,800万円について質問をされましたか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 質問は行っておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） しかし、これは重大な問題なんです。1億2,800万円、例えば128万円というのであれば、それほど大層に言う必要もないんですが、1億2,800万円というのは非常に大きな金なんです。そのことについて、やっぱり筆頭株主である京丹波町の株主の代表として行っておられるんですから、できるだけ本当の会社の意味の財務内容を聞いていただく必要は絶対あったと思うんです。それを質問されなかったというのは、なぜ質問されなかったんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当初から借地権として1億2,800万円というのは貸借対照表に計上されておったというふうに理解をしておりますし、先ほど来申し上げましたとおり、税法上なり経理の原則に従って計上されたものであるというふうに考えておりますので、あえて質問はいたしていません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それは何ですか、先ほど一番初めに言ったときに、これは含み損であるというか、将来は損金処理をしなければならないということは認められましたね。ということは、この借地権1億2,800万円の将来について、将来はどうするんだと。1億2,800万円をどのように整理しておくんだというような質問をしておられないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） だから、質問はしていないというふうに最初にお答えを申し上げました。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） では、1億2,800万円の質問については、する必要がなかったということですか。それとも、そのことに気がつかなかったということですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 質問をする必要性を感じなかったということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 必要性がないということは絶対考えられないことなんですけども、そしたら、次の4点目のことをお聞きします。そのときに配布されました総会資料に監査報告と監査意見というのがついてたと思うんですが、これは確認されましたか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） はい。確認しております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） その監査報告の中に1億2,800万円、将来、損金処理をしなければならないというような重大な事項が含まれているということが監査報告に載ってないんですけども、そのことについてはどう思われてるんですか。というか、載ってないということも確認をされてない。そのことについて問題も感じてられない。そういうことですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰り返して申し上げますけども、税法や経理処理の原則にのっとって適正に経理処理がされたものでありますので、あえて監査には記載がされなかったのではな

いかというふうに推察いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長も、例えば日産のゴーン会長の問題もお聞きになってるし、今までにも知っておられると思うし、今までにも経理上はちゃんと経理的処理できてるけども問題になった、例えば資生堂の問題とか、シャープの問題とか、直近ですと、東芝の問題とか、監査委員さんがそのことによって問題視される。それは全部、今おっしゃったように、税法上とか経理上は正当にできてるんですよ。私どもが知りたいのは、経理上が正しいとか税法上が正しいというのは税務署さんがされることで、私どもは、関係している会社の内容が本当に大丈夫なのかどうかということが大事なんです。ということは、この含み損、将来損金になるという1億2,800万円について確認をしておられるのに、そのことについて何の関心もないというのはどういうことなのか、もう一度お聞きします。的確に核心に触れてお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 監査報告書にその記載がないということについては、監査役の判断というふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっとその点は理解できない答弁ですけども、次の質問に移ります。

そしたら、この監査報告書とか監査意見に含み損である借地権1億2,800万円の記載がありません。このことは監査役として株主に対する背信行為にはならないんですか。町長の見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 株主総会でも承認をされていることでありますし、背信行為には当たらないと考えております。

また、この借地権ですけども、もともと非減価償却資産で、時価がないと申しておりますので、時価と簿価との差額を含み損というというふうに私は理解をしておりますので、厳密に言うと、それに当たるかどうかというのも判断は分かれるところかというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 総会で承認されてるということですけど、監査報告がついて総会が終わるわけですから、監査報告が先なんです。だから、監査報告の中にこのことが書いてないということは、監査された監査役の人の責任の部分があるのではないかということを知っているんです。そのことは株主に対する背信行為ですね。会社の内容の中に、今町長がおっし

やったとおり、簿価と時価の差があると。それが含み損だと言っておられるんですけど、例えば在庫商品ですと、簿価が100万円になって、実際の価格が80万円という評価損があるんですけど、何かあります。しかし、今回の場合は、1億2,800万円の借地権に対してはゼロなんです。だから、初めから含み損、いわゆる損金なんです。それは一番初めに確認したら納得されましたですね。そういうことから考えますと、このことについて、総会の資料に監査委員さんが報告しておられる1億2,800万円について何も書いてないということは、株主に対して監査委員さんは責任があるわけですよ。社長の責任ではないです。決算書の内容については、監査委員さんに責任があるわけです。だから、そういうことから行くと、株主というのは京丹波町ですね。町民なんです。その代表として出席されてるんですから、そういうことが背信行為にならないか、どう思っておられるのかを聞いてるんです。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰り返しになりますけども、借地権という勘定科目で非減価償却資産として処理がされておるものが、税法上なり経理に従って処理がされて、それは時価がないということは、監査役の方ももちろんご存じだと思いますし、経理を知ってる方については、そういうことで認識をされてると思いますので、殊さらにその問題点として上げられなかったのではないかなというふうには推察をしますけども、そういったことで背信行為に当たるというような考えではないというところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今の答弁から行きますと、太田町長だけではないしに、前の町長も含めて、私は、含み損というんですか、決算したときに補填するものがないので、これは損金になるのと違うかということをおそらく一度か二度は言ってきました、その意味の質問を。ところが、そのときに、今回、認められたような説明ではなしに、あんたは素人やと。公認会計士に任せてるんだから間違いはないという答弁で一笑されました。しかし、これ、今町長のおっしゃってることと、過去に答弁された、太田町長も含め寺尾前町長も含めた答弁と全く違うわけですけどね。その辺はどうお考えなんですか。これはやっぱり株主に対しては、監査役さんは会社の内容を的確に報告する義務があるのですよ。その義務を果たしておられない監査役さんに対してはどう思っておられるのか。これは背信行為ではないですかと聞いてるんです。過去の答弁とあわせて、その辺のことも含めて答弁していただけますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、繰り返しの話になって申しわけありませんけども、勘定科

目にある借地権というのが税法なり経理の原則に従って処理がされているものでありますので、それが税法上とか会計処理の原則にのっとらずに、不正に経理がされているというようなことであれば、それを見落としているというようなことであれば、背信行為に当たると思いますが、それは広く税法なり経理で認められた処理の方法だと思しますので、そういうことの監査資料を見た中で監査指摘がないとしても、そんなに背信行為になるというふうな理解はしておらないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、決算書の中に差入保証金というのがあるんですけども、2,762万円。これは私が聞いた範囲では、借地をしたときに、いわゆる地主さんに納めている差入保証金、いわゆるこれが本来は借地権だと思うんですよ。この分については契約は解除されたら、当然のことですが、地主さんから丹波地域開発株式会社は返却してもらう。この差入保証金と借地権がごっちゃになってましてね。前の町長に聞くと、借地権というのは、1億2,800万円は工事代金やおっしゃってるんですよ。本来、損金で処理すべきものなんです。それを税法上のあの解釈も非常に難しい問題があるようなんですけど、いろいろ調べてみましたら。本来は差入保証金の話なんです。そういうことはちゃんとわかった上で、今、答弁していただいているんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 借地権というのは、今回のこのケースであるのは借地をする場合に、借地の使用できるようにする造成費が借地権として計上されておるということで、これは税法で認められております。それは、本来償却すべきものというようなことでおっしゃいますけども、そうしますと、一旦借地に出して、後で建物を建てた場合とかに、その分が償却できるわけですので、本来償却できない土地が償却できるということになりますので、これは課税上の公平性を欠くということになりますので、できませんので、これは借地権として計上するということが法人税法上で決められておるから、こういう経理処理がされておるというふうに私は理解をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、先ほど質問しました差入保証金は何なんですか。これも借地権ではないですか。借地するための権利をとるためにお金を渡してるということではないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 土地の造成に伴って差入保証金について、これがどのような契約

の形態になってるかの詳細は今把握をしておりませんが、借地権に関しましては、先ほどから何回も言っておりますとおり、借地を造成する場合に、借り受けたほうが整備をする場合の金額が借地権として計上するというふうに税法の中で決められておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） しつこいようですけどね。答弁がおかしいんですよ。私が聞いているのは、丹波地域開発株式会社の財務内容を筆頭株主である京丹波町民は、詳しく知りたいわけですね。いつ損金処理をするかしないかは別問題ですけども、将来的には損金処理をしなければならない1億2,800万円があるということ、今まで町長以下、担当者の人も知らなかったというような答弁で、それは公認会計士がやっていることが正しいと。今回初めて私が公認会計士に会って聞いたら、ちょっと認められ出してきたと。こういう経過なんですよ。税法上とか、経理上とかいう問題ではなしに、本当に大事なことは、株主である京丹波町民が将来損をするかもわからん金があるということを知る必要があると思うんです。そのことをやっぱり監査役として、監査報告とか監査意見には財務上のことについていろいろ書いてあるんです。そこに何で書いてもらえなかったか。そのことは追及する必要があるのではないか。そういう意味での背信行為でないかと。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、もともと時価のないものに対して含み損というようなことで記載はされるものではないと思いますし、当然それが償却しなくてはならないというのは、この会社の運営ができなくなったときというようなことで、そのときについては、そら、当然、そういう処理をしてくる必要があると思いますけども、この時点でそういった形で、何らかの形で、時価のないものについて含み損というような形で監査報告に記載をするというようなことは、監査役として考えられないのではないかとというふうに思いますし、そうしたことで背信行為があったというふうには私は感じておらないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そういう考えでしたら、次の質問は多分ノーだとおっしゃるとわかってるんですけど、あえてしておきます。

法人における監査役は、株主に対して適正かつ正確な監査報告をする責務を有しております。その責任は重大であります。過去にも、例えば東芝の場合でも、監査法人が裁判を受けて損害賠償の対象になったという事例は、大手企業の監査法人でさえたくさんあります。そういうことから行きますと、今回の場合も、町長が知らなかったんだから、京丹波町民は

誰も知らされてなかったと思うんですけども、最終的に処理をするときに、損金にしなければならぬというような金が1億2,800万円もあるということを株主にやっぱり監査報告で通知をしておく、報告をしていく責務があると思うんですが、そういう責務が重大であると思うんですけど、その辺はもう全く考えられない、そんなことは必要ない、監査役にそんな責務はないという見解なんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 監査の役割というのは大変重要であるというふうに理解をしておりますけども、そのような役割と責任があるということで、正しく決算の内容を監査報告とするということもありますし、それは「正しく」でありますので、含み損がどうかというのは、はっきりしない中でこういったことをいたずらに報告するというのも、また背信行為に当たるのではないかなというふうに考えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長、それは全く違いますよ。株主が将来損をこうむる可能性のあることを監査委員さんとして事前に通告をしておく、その可能性が有りますよということを意見書の中に書いておく必要は絶対ありますよ。そのことはわからないからする必要がないというのは、株主たまったもんじゃないのと違いますか。もう一度その点お聞きします。本当に、今、最前の回答はそうなんですか。そう思っておられるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、何か誤った経理処理とか監査上の落ち度があるのであればですけども、将来のいろんな仮定に対することまで監査報告に記載をする必要といたしますか、そういうことは求められていないというふうに私は考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私が公認会計士さんに確認したところによりますと、この1億2,800万円は確定してますよ。会社を清算するときには、この金は不足しますと。だから、損金になりますとおっしゃってますけど。不確定ではないんです。確定してるんですけど、それでもあかんのですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、会社を清算するときには、ほかのものも含めて、それはいろんな形で損金処理をする必要があると思いますけども、この時点で会社が清算するときのことまでを含めた監査報告が全ての法人でされているというふうにも理解はしておらないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと勘違いしておられるのは、例えば、在庫商品だとか、建物だとか土地なんかは、そのときの相場によって価格が違いますから、今、例えば簿価1億円のものが土地の価格のないときは、上は5,000万円になるかも知りません。ところが、土地の値打ちが上がっておれば、2億円になるかも知れない。逆に売却益が出る。そういうのは不確定ですから、する必要ないんですけども、この1億2,800万円というのは、変動しないわけですよ、先ほどから町長もおっしゃってるように。ということは、確定した含み損、いわゆる損金なんです。だから、そのことについては、やっぱり監査委員として、監査報告書か監査意見書にこういうものもありますよということは書いておく必要があるし、それを書くことが株主に対する責任だと思うんですけども、もう一度、確認しておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、借地権という性格のものがどういうものかということで、ここに記載がされておりますので、それを殊さらに記載をされなかったというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これも公認会計士さんに悪いかも知りませんが、将来的には監査報告書に次回からは書いていただくほうがいいのではないですかという意見具申をしたら、それも一考しておきますということでしたよ。そのことだけ申しつけておきます。

それから、その点についてその次に聞きたいことは、これも、もう話にならんわけですけども、京丹波町は、丹波地域開発株式会社の筆頭株主でありまして、町民の代表として、私が今申し上げてましたような監査委員としての背信行為的な行為があるわけですから、監査委員に対して法的手段も含めてその責任を追及すべきであるとは私は思うんですが、町長の見解はいかがですか。聞く必要もないと思いますけど。

（音声なし）

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） もう一遍確認しておきます。そんな法的手段までする必要は全くないということですね。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 聞く必要がないということなので、お答えをしておりませんでしたけども、おっしゃるとおりかというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 本当にそれで町民の人が納得しはるかどうか、よく考えられる必要があるのではないかと私は思います。しかし、時間がありませんので、次の質問に入ります。

同社の第26期の決算書によれば、繰越欠損金が2億8,900万円。それから、今回、一応含み損と申し上げておきますけど、将来損金を処理しなければならない確定した負債が1億2,800万円あるわけです。これを足しますと、実質的な繰越欠損は4億2,700万円になります。これは、多分、同社の返済能力を超えており、自主再建は不可能であると私は思うんですが、町長は自主再建が可能とお考えですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰越欠損金につきましては、毎年度の利益から解消をされていくという形で経営努力に努めていただいておりますのでございまして、将来の事業を廃止した場合の含み損まで含めて考える必要はないというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今現在、利益で返済をするということになってるんですが、第26期の決算書で利益が960万円ほど上がってるんですが、この内容について分析をされましたか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 通告にないご質問でございますので、回答は留保します。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、毎年の利益金で返済するという事なんですが、過去、960万円、その前、第25期、第24期の利益は何ぼ上がったかはご存じですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今、手元に資料がありませんけれども、第26期につきましては、議員がおっしゃったように900万円程度ということになります。

以上です。

（音声なし）

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほども申しましたように、今手元に資料がありませんので、お答えはできません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、過去の決算書の内容も見ずに、利益金で返済をしていくと。いわゆる自力再建が可能だというような答弁でしたけども、そんな無責任な回答ができるん

ですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 過去の決算資料については今手元がないということでありまして、しかしながら、経営については、毎年の利益から欠損金を解消していくという以外に方法はございませんので、そういった覚悟で経営をしていただくということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これは推測ですけれども、第26期の決算で960万円、約1,000万円利益が上がってますけど、このうちの470万円というのは、テナントが撤退されて、撤退された差入保証金を返却した中から、470万円の未収金を回収されてるんです。それで利益が上がってますので、実質的な利益というのは500万円、過去も500万円前後しか上がってないんです。500万円で4億2,000万円を返済するには何年かかるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 推測ということでありまして、推測のことについてはお答えはいたしかねると思います。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それはおかしいと。そしたら、純粹に聞きます。例えば500万円から1,000万円利益上がってます。4億2,700万円返すのに何年かかるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰り返しになりますが、その1億2,800万円の賃借権というのは、事業を廃止した場合に必要なってくるわけですので、そういったものまで返済をしていくという必要は、その可能性はないわけですが、議員がご指摘のように、何年かかるかというのは、それは簡単に割ればわかるという話でありますけれども、そうではなしに、経営努力によって早期に解消できるように経営をしていただくということでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、質問を飛ばしたりするかもわかりませんが、現在、今申し上げたように、膨大な繰越欠損金があります。まして、テナントのあいてるところがあります。それから、聞くところによると、競合するだろう店舗出店計画もあります。それから、店舗が老朽化して雨漏りもしているようです。こんなことを考えますと、今以上に利益が上がるということは考えられないんですが、例えば単純に1,000万円の利益でも、3億円だけにしても30年、私が言ってる1億2,800万円入れたら返すのに40年かかる

わけですよ。今言ったような状況にある企業体が本当に1,000万円の利益を引き続いて上げていられない。だから根本的に見直す必要があるのではないですかと聞いているんですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご指摘のとおり、空き店舗もありますし、競合店の出店計画もあります。また、店舗は日一日老朽化してまいるというふうなことで、さまざまな経営課題があるということは認識もしておりますけども、まずは会社においていろんな形で経営努力をしていただくということでもあります。

また、公共性や公益性のある施設でありますので、町民生活を支えているという面もありますので、継続した施設運営を望んでいるというようなところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今申し上げてるのは、町長も今おっしゃったように、将来、店を直さなければならぬとか、競合店舗があるとか、空き家の問題とか、経営上、プラスになる要件というのは非常に少ないわけですね。そういうことですから、そういう状態で時間も費やすと傷口が大きくなるばかりですので、ここで冷静に判断して、根本的に見直す必要がないんですかということをお聞きしたいんですが、そういうようには思われませんか。このまま続けていって、いわゆる財務内容が悪くなってもいたし方ないということなんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、公共性や公益性のある施設であるということですので、丹波地域開発株式会社を運営会社として経営努力を続けていただくということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、ちょっと1つ飛びますけども、次の質問に入ります。

現在まで同社には出資金3億300万円と6億700万円、合計9億1,000万円投資しています。多分、30年とか40年で返済できるというような話は到底不可能なので、いつかはまた税金を投入しなければならないときが来ると思うんですが、その辺についてはどう思っておられるか、見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 資金繰りが改善をして、少し会社の経営も安定してきたということですので、今後そうした状況にはならないというふうに判断をしておるところでありますし、ならないように経営努力をしてまいるということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君）　今まで申し上げました外的要素を考えたら、これ以上、丹波地域開発株式会社を取り巻く経営環境はよくなるとは思われません。そういう中で、丹波地域開発株式会社に任せておくだけでいいのかどうかということを知りたいんですが、そういうことです。ただ、そこでお聞きしたいのは、そしたら、太田町長もまた今後の町長も含めて、これ以上町民の税金を丹波地域開発株式会社に投入されるということはないんですか。

○議長（篠塚信太郎君）　太田町長。

○町長（太田　昇君）　現時点ではそういう考えはないわけでありまして、将来的な状況、それから町内の高齢者なり買い物に行く人の状況等を見ながら、それはその時点で判断されるべきものというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君）　村山君。

○5番（村山良夫君）　次の質問に入りたいんですが、今申し上げたとおり、丹波地域開発株式会社でも、もしもこれを京丹波町が介入して整理するとしたら、相当な金が必要と思うんですが、その分がどれくらいあったらできるか、算出されてたらお聞きをしたい。

新庁舎建設及び建設準備費用の概略。認定こども園の概略予算。船井郡衛生管理組合のごみ焼却炉・火葬場の負担金。赤字が続く第三セクターの再建・整理の資金。瑞穂地区のケーブル線の張りかえ・情報センターの機械の更新。京丹波町公共施設等総合管理計画の推進費用。これらについてどれくらいかかるというように目算されているのか、お聞きをしたいと思います。また、その合計金額はいかほどになるかお聞きをします。

○議長（篠塚信太郎君）　太田町長。

○町長（太田　昇君）　丹波地域開発株式会社の再建につきましては、現在は、資金の投入は必要でないという判断をしておるところでございます。

新庁舎の建設費につきましては、29億5,000万円でございます。

認定こども園の整備費、建設費につきましては、約10億円ということでございます。

船井郡衛生管理組合のごみ焼却炉・火葬場の当町の負担金につきまして、これは、ごみ焼却炉施設につきましては、現在具体的な内容が固まっておらないところでありますので、今後協議がされるということでございます。火葬場につきましても、概算事業費が約16億円に対しまして、構成市町でどういうふうに負担するかというのはまだ協議がなされていないというようところでございます。

それから、第三セクターにつきましても、整理をする予定というのはございません。

瑞穂地区の光ケーブルの費用につきましては、概算で約10億円というふうに見込まれておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今質問した中で、2番目の庁舎の本体は29億5,000万円ですけども、準備資金として道の問題とか、排水の問題がありますね。これはどれぐらいかかるんかどうかということと。それから、情報センターの機械ですけども、もう10年以上たつてるといふふうに聞いてます。更新の時期だと思うんですが、これはどれぐらいかかるかお聞きをします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新庁舎の建設に伴います建設準備費用ということでございますけども、新庁舎周辺の道路なり排水路の整備といたしますものにつきましては、先ほど答弁、町長のほうがしましたように、庁舎の建設費用には含めておりません。概算としまして、道路改良に約6億円、それから排水路の整備に約3億円を見込んでるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 瑞穂地区のF T T H化の10億円以外につきましては、設備更新にかかる費用につきましては、概算でございますけども、今後10年間で約20億円程度必要というふうに見込んでおります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これ足してみたら相当な金額になるんですね。だから、新庁舎も含めて、こういう大事業はもう一遍原点に振り返って、財政的な裏づけも含めて検討する必要があると思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） それぞれの各事業の実施につきましては、財政状況を当然踏まえながら必要な財源の確保とともに、町民生活の向上や福祉の増進、また、安心安全なまちづくりに必要と見込まれるものにつきまして常に精査をしながら、総合的に判断をしてみたいというふう考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 残念でしたけども、私が核心に触れて回答していただいたという満足感は余りない状態ですけども、次の林業振興について、肝心なところだけ二、三お聞きしておきます。

1点目は、今回、スギの伐採をしておられるんですけども、スギの適正な樹齢というのは何年なのか、その根拠を教えてください。

- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） スギの標準伐期齢は40年でありまして、京丹波町の森林整備計画に定められておるところでございます。
- 議長（篠塚信太郎君） 村山君。
- 5番（村山良夫君） 国の林野庁ですけども、緑のオーナー制度が裁判になってることはご存じですか。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） はい。知っております。
- 議長（篠塚信太郎君） 村山君。
- 5番（村山良夫君） その争点は何ですか。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） この緑のオーナー制度の募集のパンフレットに元本割れのリスクが記載されていなかった。安全確実というようなことで、今でいいます金融商品取引法の違反のような形での説明義務違反というのが争点となったというふうに理解をしておるところでございます。
- 議長（篠塚信太郎君） 村山君。
- 5番（村山良夫君） 林野庁は、この裁判とか分収林のことも含めて、従来60年であった皆伐の期間を80年から100年で見直しているということはご存じですか。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） 標準伐期齢というものは全国により異なりまして、また木の種類によっても異なってまいります。その上で、皆伐樹齢を統一して60年に設定をしているということはありませんで、さらにそれを80年から100年に延長するというような話は聞いておらないところであります。
- 議長（篠塚信太郎君） 村山君。
- 5番（村山良夫君） 分収林につきましては、延期をしておりますよ。これは京丹波町全域であるんじゃないんですか。それも知らないんですか。
- 議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。
- 農林振興課長（栗林英治君） 今回の皆伐の部分につきましては、分収林ではなく、町有林でございますので、以上でございます。
- 議長（篠塚信太郎君） 村山君。
- 5番（村山良夫君） ちゃんと教えてくださいよ、言ってることを。

それから、今回、見てますと、伐採搬出費のほうが売り上げより10%弱高くついてるんですね。こんなことで林業とか農業の振興が可能なのかどうか、町長にお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、実施をしております皆伐事業につきましては、現在実施中でありまして、収支の最終的な結果というのはまだ出ていないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） こういう言葉があるんですけどご存じですか。

「衣食足りて礼節を知る」という言葉があるんですが、この意味をお聞きしたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） どういう意図のご質問か図りかねますが、管子の言葉に「倉廩実ちて礼節を知り、衣食足りて榮辱を知る」というので、文字どおり、余裕ができますと初めて礼節や節度を知るといようなことで、為政者としては、国を富ますように努めなければならないといような意味かと思えます。

また、同じ管子の言葉の中には、「大数に明るき者は人を得、小計を審らかにする者は人を失う」という言葉もありますので、それも肝に銘じておきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 時間がありませんので、最後の質問に行きたいと思えます。

議案第72号については随意契約方式で契約をしました。議運で予算金額とその契約金額がちょっと不明なので、足してその契約金額は予算額の99.7%というような状態になって、透明性に欠けるので、市場価格の資料をつけてほしいと、このように言っていたんですが、つけてもらえませんでした。この理由が何なのか、お聞きをします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 見積額が予定価格の範囲内であったために、この見積もりを採用したところでありまして、適切な手続を経て見積もりを採用しております。

したがって、落札率が高いから透明性に欠けるとは言えないというふうに考えておるところでございます。

調達する製材及び集成材の単価につきましては、設計資料を議案の参考資料として提出をさせていただいておりますし、また、三者の見積もりの中で最低価格を採用しております、その価格も既にお示しをさせていただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） いや、そのことを聞きたかったんですけども、三者見積もりがあるということだったんですが、その議案のときには、それはとってるけども公開はしないということなんですが、今、町長が公開したとおっしゃってるんですが、いつ公開されたんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第72号の提案の際に、説明資料としまして、積算のもとになりました設計書のほうをつけさせていただいております。その設計書の中に各調達します材の単価を入れております。そのときも説明しましたように、その価格といいますのが市場での調査によって、見積もりによりまして出されたものの最低額の部分をとらせていただいて、それを価格ということで提示をしておりますので、実際に、見積もりをとらせていただいた事業者につきましては、名前等の公表はしておりませんが、三者から見積もりをとらせていただいて、その最低の見積もりのあった額を採用させていただいて、積算をさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） この契約は随意契約でありまして、競争入札でないですから、不透明というんですか、いろんな意味で疑問に感じられることがあるんですよ。だから、そういう意味では、契約をしていただいたJVの方の名誉のためにも、三者見積もりがされてるのなら、黒で消してでもいいから、金額がわかるものを添付するというのが親切だと思うんですが、落札していただいて事業をやっていただく方の業者に対しての責任というんですか、何も感じられないのか。なぜつけられないのか、お聞きをします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 積算の際に見積もりを徴しました事業者三者でございますけども、これにつきましては、公表のほうは控えさせていただいております。各企業の固有の情報とノウハウでもありますので、そういったことで公表はしないということでございます。

また、町の示しております予定価格につきましても、そういった積み上げ等を行っておりますので、適正な価格であるというふうに判断をしておりますし、それに対しましてJVが見積もりを出していただいております価格についても、その範囲内でもありますし、適正価格というふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 本日の一般質問は非常に不完全燃焼でしたので、次回にもう少しやりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。10時15分までとします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷山眞智子君の発言を許可します。

6番、谷山眞智子君。

○6番（谷山眞智子君） 6番、谷山眞智子です。

一般質問について、通告に従って伺います。

任意予防接種の補助について伺います。

インフルエンザ予防接種の季節になると、子育て世帯の経済的負担が重くなります。インフルエンザワクチンは、1歳から13歳までは2回接種し、京丹波町の医療施設では、1歳から小学6年生は1回3,600円、2回目2,000円で、1人5,600円。13歳から64歳の料金に該当する中学生については、1回4,800円で、2回接種9,600円になります。13歳未満の子ども2人の4人家族ですと2万800円。子どもが中学生と小学生の2名の場合は2万4,800円となり、子どもの人数や子どもの年齢によって経済的負担が重くのしかかってきます。料金が高いので接種を1回でやめたり、接種しない方もいます。任意の予防接種ですが、希望する人には経済的な補助も必要です。京丹波町の1歳から15歳までの人口は1,400人弱で、町人口の約10%程度です。これからの京丹波町を支えてくれる子どもへの支援は必要です。インフルエンザの合併症は、脳症や脳炎があり、重篤になると死のおそれや障害が残るとなっています。病気受診するより予防することが大切です。

京都府以外の市町村では、15歳までの子どもにつき、また、妊婦1人につき2,000円前後の補助をしているところが多くあります。子育て世帯や妊婦に支援する必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） インフルエンザの予防接種であります。感染しますと重症化する可能性の高い65歳以上の高齢者でありましたり60歳以上で心臓なり腎臓、呼吸器の障害がある方につきましては、予防接種法によります定期接種に位置づけられておりますけども、

これ以外の方については、任意接種というふうにされておるところでございまして、現在のところでは、任意接種に対する助成は考えておらないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 健康保険には市町村国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合があります。インフルエンザの接種補助について考えていきたいと協会けんぽは前向きに回答があり、組合健保、共済組合は補助しています。国保の保険税は、均等割も入り保険税はほかに比べて高くなっています。保険者は京丹波町です。保険者である京丹波町として、被保険者に補助をする考えはありますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど回答させていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 続きまして、広報京丹波11月号掲載のタウンミーティング記事について伺います。

丹波地域開発株式会社の公金投入について、議会には説明していたけれど、町民には説明していない状況で、公金投入前に十分説明すべきであったと書かれています。この文章は、ちょっとわかりにくいのですが、私に言わせれば、公金投入については、会社の経営実態について情報公開が十分ではなく、公金投入の提案は議会にとって寝耳に水であったということです。文章は続いて、施設存続のため、公共性を主張するとともに、投入後4年経過するまで町民に説明しなかったことが最大の問題点であったとしています。

タウンミーティングでの説明資料は、行政内部で作成したものであり、文字どおり町当局の自作自演です。これは、タウンミーティングが町主催の事業であることから当然のことですが、投入自体は正しかったという観点から、全てが説明されています。第三者委員会をつくるなどし、客観的に調査しなかったのはなぜなのでしょう。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 質問通告にないご質問でございますので、留保させていただきます。

○6番（谷山眞智子君） 11月号のタウンミーティングの資料についてに関することから、関連してるのではありませんか。

それと、町長は、選挙のときに、第三セクターについては、第三者委員会をつくってでも調査するというふうにおっしゃってたんですけれども、それとの関連性はどうなっていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事前の通告でいただいておりますのは、4年経過するまで町民に説明がなかったことであるということで、問題を矮小化して考えているのではないかというご質問でありまして、それにつきましては、タウンミーティングの記事につきましては、参加者の皆さんから出されたご意見なりご質問、それに対する回答などを結果として掲載をしておりますので、殊さらに矮小化もしておりませんし、殊さらに誇大化もしていないというようなことをごさいます。そういったことで掲載をさせてもらったものであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山議員、通告に従って質問してください。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） では、行きます。

アンケート調査では、本年度の町予算や主要事業、新庁舎建設計画、公金投入問題を含めた全体について尋ねたもので、公金投入について尋ねたものではありません。参加者440人については、60代以上が65%、その9割が男性であり、これはさきの町長選挙の有権者数1万2,728人の3.45%に当たります。年代別、性別に大きな隔たりがあり、アンケート回答者はそのうち335人、有権者数の2.63%に過ぎず、たとえ回答者の77%が理解できたとしても、この数字をもって公金投入について町民の理解を得られたとすることは無理ではありませんか。町長の見解を聞きます。

○議長（篠塚信太郎君） 答えられるものであれば、答弁してください。

太田町長。

○町長（太田 昇君） タウンミーティングにつきましては、多くの町民の方に参加をしていただくという課題は当然考えておるところでございますが、一定参加していただいた方、これは全ての町民の方にご案内をさせていただいて、広く集まっていただくことを呼びかけた中で、実態としてそういう形でありましたけども、その中で来ていただいた方については、そういうご意見を頂戴したということで、それは全体を数字的には網羅していないとおっしゃるかもしれませんが、来ていただいた方の中ではそういう形でご理解をいただいたということで、それがほかにも推察できるのではないかなというふうには考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 大体、440人で、そして335人、町の有権者の10%にも満たない。その中で、来られたことについては、そこで説明されたことについては、意義があるかもしれませんが、町民全体にどういう形で自分の考え、町長自身の考えとかそういうものはどういうふうにして知らしめるというのか。それは広報京丹波で知らしめてるわけですか。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山議員、通告にない質問ですので、次の質問に移ってください。
谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 次に質問します。

平成26年9月24日京丹波町議会は、丹波地域開発株式会社に対する6億700万円の公金支出について可決しましたが、1カ月前に審議の手本となる文書が国から出されています。同年8月5日付、総務省第三セクター等の経営健全化等に関する指針です。

当時の議会でこの指針が参考にされた形跡はありません。指針は、京都府知事から各市町村に通知され、市町村長や市町村議会議長に対してこの内容を周知するよう求めています。自治体の1つである本町が総務省の指針を尊重するのは当然です。重要審議が行われている最中に、議会や町民になぜ知らされなかったのでしょうか。都合の悪い情報は隠したいのでしょうか。指針には、事業施設ありきによる収支のつじつま合わせは行うべきでないと厳しく言われています。丹波地域開発株式会社設立当初からつじつま合わせを行ってきたため、高度化資金の返済に行き詰まり、公金投入に至ったのではないかと思います。町長の見解を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 通告にない質問ではありますが、答弁できる範囲内で答弁をお願いします。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 当時の町長や議員や議長が知っていたかというご質問でございますか。

○6番（谷山眞智子君） はい。そうですね。それと、それは通知されてるのに、なぜそれが議題に残らなかったか。議事に残らなかったかということも知りたいですけど。

○町長（太田 昇君） 当時の町長とか議員とか議長がそのことを知っておったかどうかを私に聞かれても、私は判断のしようがございませんので、ご本人様からお聞きをいただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） もし、太田町長がそういう通告を受けてたとしたら、通告というか、総務省からそういう指針を指摘されていたら、どうされますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 仮定のご質問については、回答は留保させていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 次の質問行きます。最後ですが。

第三セクターに関連して、昨年の12月議会に、第三セクター及び指定管理者制度特別委員会の設置を求める決議案が提出されました。これは、公金投入問題の反省から丹波マークスや「道の駅 味夢の里」などについて運営状況などを把握するためのもので、特別委員会の設置を提案したものです。なぜか設置案は否決されました。丹波マークスの公金投入問題、「道の駅 味夢の里」建設工事における当時の町長親族による下請問題など、町政に対する不審が一掃されない状況の中で、情報公開の徹底と議会のチェック機能を強化しようとする提案がなぜ否決されたのかわかりません。議会は、町長のやることについて協力する一方で、牽制するというチェック・アンド・バランスの関係を要求されています。いわゆる町政の二元代表制です。町長は、二元代表制についてどのように考えられておられますか。

○議長（篠塚信太郎君） これも通告にない質問でありますので、答えられるのであれば教えてください。

太田町長。

○町長（太田 昇君） その委員会につきましては、議会の中で提案をされて、議会の中で決定がされたものというふうに理解をしておりますので、私からのコメントは差し控えさせていただきますというふうに思います。

二元代表制ということでもありますけども、言うまでもなく、この地方自治におきましては、首長と議会が別々に選挙で選ばれるということ、それがチェックを果たしていくというのは、それはそういった制度になっておるというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今日、通告にないということで、いろいろ言われましたけれども、広報京丹波の11月号で、タウンミーティングとかそれに関するということについてずっと伺ったつもりなんですけれども、そこで通告にないというのではなくて、やっぱりそれなりに答えていただきかったと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員もいろいろとルールを守るようにというようなこともおっしゃってるわけですので、この議会の質問に関してもルールがあるわけですから、その権限なりルールを守ってご質問をいただけたら、回答させていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今の町長の回答を聞きまして、これからは注意したいと思います—

-----この質問については、次回に回して質問させていただきますので、谷山眞智子、これで、一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

4番、東まさ子君。

○4番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成30年第4回京丹波町議会における私の一般質問を行います。

まず最初に、まちづくりについてであります。

1点目、夜間納付窓口について伺います。

本町では、本庁、支所において、午後5時15分から午後8時まで夜間納付窓口を開設して、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、その他使用料の徴収などを行っております。これは住民の利便を図るとともに、徴収率を上げるというもとに実施されていると考えます。

実績では、年間122人が平成29年度は利用されております。仕事を持つ中で、時間内に行けない人など利用されていると予想されます。せっかく夜間に開設しているのであり、納付だけではなく、納税証明や住民票発行など、対象範囲を拡充してはどうか、見解をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この件に関しましては、納税の窓口だけを開設をしているということで、合わせてそういったサービスができないかということで、今年度のある時点からそういった要望もありましたので、具体的に問題点等を検討しておりまして、住民票なり印鑑証明書と発行内容につきましては、非常に限定されるわけでありまして、夜間納付窓口の開設に合わせまして、12月から本庁及び各支所内において開始をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

月1回というようなことになりましたけれども、夜間交付窓口ということで開設をすることで、今までよりも幅広いサービスが提供できるというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 印鑑証明書、住民票は拡充してサービスを行うということでありまして、さらなる充実を求めておきたいと思っております。

まちづくりの2点目であります。

まちづくりは住民とともに進めるものであります。これまでも議会に提案される議案書などについて、ホームページへの公開などを行い、住民とともにまちづくりを考えることを求めてまいりました。今、新庁舎建設が進んでおります。役場庁舎はまちづくりの拠点となる施設であり、また、その建設は財政を伴う大事業であります。熟慮が必要であります。この間、タウンミーティングでの説明、また、9月25日から10月24日までの期限で新庁舎整備事業の基本設計（案）に関する意見募集、パブリックコメントを実施されてまいりました。これは町民の意見を聞いて、基本設計（案）に取り入れることを目的に実施されてきたのだと思います。

しかしながら、10月24日には、町民の意見の募集中に臨時会が開催をされ、新庁舎建設に必要とする木材調達契約議案が提案をされました。このことはパブリックコメントを行い、町民の意見を聞いて、計画に生かす住民の意見聴取の機能が発揮されない、形骸化していると今回のことは感じざるを得ません。町民の意見に謙虚に耳を傾け、積極的に取り入れる姿勢が大事なではありませんか。見解をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本設計（案）の概要につきましては、タウンミーティングにおきまして、町民の皆さんにご説明をし、ご意見なりご質問等を伺い、一定の理解を得たというふうに考えておるところでございまして、その中で、新庁舎につきましては、地場産木材の活用を図って、構造は木造と鉄筋コンクリート造との複合構造とするということでご説明をさせていただいたところでございます。

そうした経過の中で、木材でありますけれども、やはり計画的に調達をしていく、財政的にも見てそれが一番いいというようなこともありますので、計画的な調達ということで、建設工事に先行しまして木材の調達契約を議会に提案をさせていただき、議決を得たところでありまして、町民の皆さんのご意見をお聞きし、さらに議会議決を経て進めておりますので、町民の皆さんの理解を得ながら適切な手続により進めておるというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 町的意思決定の段階で、意見を述べる機会の少ない町民に意見を求めて、町政への参画を確保することは大変重要であります。この調達契約については、基本設計（案）が固まったので、この調達を行うというふうな説明もあったかと思いますが、それでは何のためにパブリックコメントが実施をされているのか、甚だ疑問であります。どうなのかお聞きをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本設計（案）の中でいろいろとご説明をし、そしてパブリックコメントを求めたわけでありまして、大筋の構造なり地場産材を活用していくということでご理解をいただいたということで、そういった時期的なことはありますけれども、パブリックコメントをいただいたものも十分参考にしながら進めておるといところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） このパブリックコメントが基本設計（案）に対する意見募集であることからして、これは町民の意見を大切にしないというか、町民軽視というか、そういうふうにとれるわけでありまして、町長の姿勢について指摘をさせていただいております。

3点目であります。

新庁舎建設に計画されております大会議室についてお伺いをいたします。

この大会議室は、中央公民館の3階の大広間の広さがあると説明を受けております。会議室については、この大会議室のほかに防災会議室や小会議室などが計画されているところがあります。この大会議室の計画については、見直しなど特別委員会などで訴えてきたところでもありますけれども、そもそもこの大会議室の機能や使用について、どのように想定されているのか、改めてお聞きをしたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 大会議室でありますけれども、町が開催をさせていただきます大規模な会議でありましたり、研修会、式典等の行事でありましたり、選挙の開票会場、職員の研修なり任用式等で活用するほか、大規模災害が発生した場合には、支援活動スペース等への活用を想定しておりまして、さらなる具体的な活用につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

機能につきましては、会議室として使用することを想定しまして、音響設備でありましたり、スクリーンやプロジェクター等の映像設備、移動式のステージ、机、椅子等を配置する計画としております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いろいろと使うということでありまして、年間どのぐらいの頻度で使う予想がされておられるのか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 年間の活用の頻度でございますけれども、ただいま町長のほうも答弁いたしましたように、これまでから中央公民館等を代替としまして、開催をしておりま

す大規模な会議等、式典等の実施に加えまして、今後利用が可能であるというような会議等につきましても、こちらのほうで開催することとして想定をしております。具体的な回数とかそういうことにつきましては、今後活用等の規模等も踏まえながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） これまで中央公民館を利用して実施されてきた内容もあると思いますが、使う頻度の少ないスペースをつくるということは、規模を大きくすることにもなってくるし、言えばほかに2つも会議室が、そこそこ大きい会議室があるわけでありますから、無駄になってくるのではないかなというふうに思います。これまで中央公民館の目的とする内容についてもこちらですということになるのか。改めてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 一定規模の会議室については、必要な施設だというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それでは、4点目であります。

中央公民館についてお聞きをいたします。

教育長にお聞きをいたします。

教育長におかれましては、3年間、主に須知高校の京都府における再編問題については、町部局と一緒にあって、また、あり方懇話会などともに須知高校の存続のために、また充実のために頑張ってくださいました。

質問を行いたいと思います。

公民館は社会教育法に位置づけられる教育機関で、住民のために各種の事業を行い、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的としております。学校教育に小学校や中学校があるように、社会教育には公民館や図書館などがあります。そこで、現在、中央公民館は講座や講演会、サークルなどへの施設提供などが行われておりますが、現時点での施設の活用実態、そしてまた、施設の状況について、いろいろ改修もされてきているところでもありますけれども、状況についてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 中央公民館の使用の状況であります。使用実態については、平成27年度から29年度の3年間、平均であります。年間利用回数は1,174回、利用人

数は1万6,478人、1日平均にいたしますと、4つの部屋の利用と56人の利用をいただきました。今、ご指摘もありましたように、中央公民館は社会教育法に定める社会教育の施設であります。ご指摘のように、社会教育団体、文化サークル等の活動に主にご利用をいただいております。加えて、先ほど出ましたように、役場本庁舎に隣接しているということで、それに関連する形でのご利用もいただいております。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 施設の状況などは、どうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 施設につきましては、建設以来、随分年数もたっておりますので、今年度、エレベーターの全面的な改修をさせていただいたように、老朽化により、随分あちこち修繕が必要な、そういう状況であります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 通告の要旨には、教育長のみの答弁にさせていただいておきまして、すぐさま事務局をお願いをして、町長にお伺いしたいということで事前に通知をさせていただいておりますので、質問をさせていただきます。

それは、中央公民館の方向性、耐震診断の実施についてであります。今、教育長のほうから答弁ありましたように、中央公民館は町民が集う・学ぶ拠点として活用が活発にされている所であります。ところで、中央公民館は、現段階では建てかえを計画していないとパブリックコメントに対し、考え方が示されております。また、タウンミーティングの回答では、老朽化しているので、将来的には新庁舎横の図書館のエリアの中で集約できればと考えていると、今のところ現存のまま使用していきますと述べられているところであります。町民が集い、学ぶ施設であり、安全の確保が第一であります。耐震診断の実施についてお聞きをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この中央公民館につきましては、そういった施設でございますけれども、現在、耐震診断が義務づけられた施設というふうにはなっておりません。しかしながら、老朽化もしておりますし、建設した年度から推察すると、かなり耐震については危惧する部分もあるわけでありまして、そういった意味も踏まえて、新しい庁舎との関連で整理をしていきたいというふうに考えておりますし、また、その新庁舎の横に中央公民館なり、図書館

の建設可能エリアというのは残しております。財政等の状況も見ながらでありますけれども、そういった形で総合的に判断をこれからしていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いろいろと昨日も防災・減災ということで、議員の皆さんが質問されておまして、何というか、うちは大丈夫だといったそういう考え方が心配だというふうな町長の答弁もありましたが、何というか、建設めどとして、いつ頃になるのか。それこそ小学校と中学校と同じように、やっぱり社会教育面では中央公民館がそういう町民の集う公的な施設でありますので、先々長いことかかるようであれば、町の方針としても、やはり町民の安心を守る立場からもやっぱり問題であるので、いつ頃、公民館と図書館ということになりますので、めどとしてはどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まずは新庁舎の建設を目指しておまして、その中でどういった運用ができるのかということも考えながら、総合的に財政等の状況も踏まえて、検討をしてみたいというふうにお答えをさせていただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 例えば大会議室を計画されておりますので、そこへ中央公民館の機能を持っていくということも、何というか、一つの考えとして持っておられるのかどうか、聞いておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 非常に限られた資源の中でやるということですので、そういったことも含めて、総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いろいろと、今、教育長の報告にもありましたが、4つの部屋がそれぞれ毎日のように使われているということでもありますので、基本的に中央公民館の機能を庁舎の中に持っていくのであれば、それはそれで基本計画の中に入れておかないとだめなんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） それは、新庁舎の中で有効にその活用ができるように考えていくということで、公民館機能を持たせた新庁舎をつくるというところまでの考えではないということでございます。

- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） 大会議室と中央公民館の関係でありますけれども、やはり何というか、方針をきっちりして、町民の安全の確保が一番大事でありますので、昨日も自助、共助ばかり強調されたわけでありまして、それこそ町の責任として、やっぱり一番こういう問題は大事でありますので、しっかりと早く決着をつけるような、そういう考えをまとめてほしいと思いますが。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） そういった意味も含めまして、早期に新庁舎を建設できるように努力しておりますので、ご理解なり、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） それでは5点目であります、新庁舎の建物敷地は、現在のふれあい広場の敷地範囲を基本としておりますが、当初、敷地面積は1万9,600平方メートル、そして駐車場が3,200平方メートルの全体の面積が2万3,000平方メートルの計画からスタートしておりますけれども、今回の基本設計概要書では、敷地面積が1万6,000平方メートルとありますが、当初の計画とどのように変化をしているのか、お聞きをしておきたいと思っております。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） 裏山の部分でありますけれども、災害の備蓄倉庫でありましたり、資機材の保管庫でありましたり、公用車車庫の建設用地として活用を考えていきたいというふうに思いますし、また、斜面というか、山でもありますので、災害の防除としまして、適切な山林の管理が行えるようにしてまいりたいというふうに考えているところであります。また、今は荒れている状態ですので、自然林等に復元をしながら、景観整備を行うというようなことも計画をしておるところであります。
- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） その裏山の部分については、町有地ですか、民地ですか。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） 現在は民地でございます。
- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） そうしたら、全体の敷地面積は1万6,000平方メートルではなしに、1万9,600平方メートルでよろしいですか。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 庁舎の敷地面積としては、1万6,000平方メートルということがあります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そしたら民地を購入されるということやと思いますが、太田町長になってから購入はしないというふうに聞いたような気もするんですけど、そんなことはなかったですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 購入はしないというようなことを申し上げた記憶は私はないんですが、後ろの山を当初の計画では全部切り崩して、崖をどういうんですかね、コンクリートで覆って、その部分も広げた敷地に庁舎を建てるということでありましたけども、できるだけ、見直しの中で人を減らしたりする中で、庁舎の規模を縮小してまいりました。そうはいいまでも、すぐ後ろにある所でありますので、しっかりと管理をしていく必要がありますし、また、いろんな倉庫ですとか、車庫ですとか、備蓄庫というようなことにも活用していくというようなことも必要になってまいりますし、しっかりと災害に、災害というか土砂崩れがしないような管理もしておく必要がありますので、それが民地のままですとなかなかうまくいかないというようなこともありますので、一体的に、だから切り崩して敷地にすることはないんですが、購入をして管理をしていこうというような考え方でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 6点目、新庁舎の関連事業であります蒲生野中央線、蒲生西線の町道整備、また蒲生野排水整備事業の進捗状況について伺います。

議会が提出いたしました調査報告書の排水路について、須知川までの終末処理を報告書で言うておりましたが、どうなっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町道の蒲生野中央線の道路改良事業でありますけれども、現在、用地立ち会いでありましたり、用地交渉を順次進めているような状況でございまして、接続道路であります町道蒲生西線につきましては、新庁舎建設のスケジュールに合わせまして、本年度より工事に着手をしていく予定としております。

蒲生野排水路整備事業につきましては、基本設計が完了し、実施設計の業務を発注をいたしました。基本設計業務の結果に基づいて、蒲生野区の治水の問題点を精査をさせていただいて、実施設計業務の中で詳細な内容について、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、別業務の用地測量につきましても、順次、立ち会い等をお願いして進めておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 調整池をつくるということでありましたけれども、どのぐらいの大きさの調整池を計画されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今の段階で、基本設計で計画しておりますのが、1万500立米の規模が必要であるというふうに基本設計の中では出ておりますが、今後、用地買収とか、そういったものもありますので、用地の立ち会い等をさせていただく中で、実施設計の中で、正確な池の大きさを決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、終末処理であります、国道27号の水路を通過して、国道27号を横断して、そして須知川に排水をするということでありまして、これは最後まで庁舎建設とあわせて実施がされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今現在、基本設計でも、町道蒲生野中央線から須知川までの治水対策ということで検討もしておりますし、今、発注しております実施設計の中で、詳細につきましては、須知川までの治水対策ができるような格好で考えております。実施時期につきましては、清風台から下流につきましては、国道27号の横断等もありますので、その辺、国土交通省との協議等も必要となつてまいりますので、実施時期につきましては、時間もかかると思いますので未定としております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 自然災害でありますけれども、これは本当に規模が想定できないということで、想定倒れでは本当にだめでありますので、国交省と協議を進めていただき、また、何よりも地元に関連の皆さんのご要望を十分聞く中で、早急にやることが必要だと思いますけれども、国交省との折衝について、どう考えているのかお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 実施設計の中で、協議資料等も作成して、基本設計に基づきまして、再度精査をいたしまして、資料も作成しまして、これから国土交通省と協議のほう

もさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 7点目であります。6月提出の財政見通しに関連して、今年度負担などについて伺います。

平成29年度決算では、歳入の経常一般財源である地方消費税交付金や地方交付税、臨時財政対策債などが減少したと報告され、より一層、行財政改革に努めると述べられております。また、平成31年度予算の編成方針を策定したとして、せんだって報告がありました。新庁舎建設や認定こども園の整備など、大型事業に取り組むことから、財源の確保とさらなる経費の削減に取り組むと述べられております。普通交付税も合併特例の4年目で一本算定との差額の70%が減額されることから、財政状況は一段と厳しさを増す平成31年度の予算編成に当たっては、各課等に一般財源等を配分して、その範囲の中での事業予算を要求するとされております。そこで、9月決算時には、行財政改革と述べられておりますが、毎年、何を対象にどれだけの予算を削るのか、そのことで住民負担を増やすことがないのか、行政サービスを削ることはないのか、具体的にお示しをいただけたらと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今後におきまして、新庁舎建設を初め、さまざまな事業が想定されております。6月提出の財政見通しにおきまして、平成31年度以降の事業費を新庁舎建設で26億5,000万円、認定こども園で7億8,660万円、庁舎関連事業としまして町道なり排水路整備に9億円、火葬場建設に6億円、瑞穂のCATV整備に10億1,000万円を計上しておるところでございます。これらの各建設事業につきましては、普通交付税でありましたり、算入割合の高い過疎債でありましたり、合併特例債を活用をさせていただいて、将来の公債費負担の抑制を図ってまいりたいと。かなり厳しい財政事情になっておりますけれども、従来から繰り越しております大型事業も進めていく必要があるという中で、そういった中で財政規律にも注意をしながら、その事業を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 本町の財政調整基金でありますけれども、平成29年度末は20億円余りありましたが、平成30年度末は災害などもあり、10億円余りとなる予想であります。本町の将来負担比率は平成21年度は182.8%でありました。この間、改善してきているものの、平成26年度を境に、また上昇しつつあり、平成28年度資料では121%で府

下で3番目に高い数字となっております。平成29年度は128.7%でありました。また、実質公債費比率は14.2%で、府内で2番目に高い状況であります。そして、1人当たりの地方債残高は、またこれも2番目に高いという状況であります。

住民サービスの維持向上のための財源を生み出す、そういう財政運営を進めていただくように、町民の声に耳を傾け、より一層、町民目線に立った行政運営を進めていただくことを強く求めておきます。

次に、医療・介護について伺います。

最初に国保税であります。国民健康保険は、今年度から財政運営の責任主体を都道府県が担う都道府県化に移行いたしました。今、この時期、府の国保運営協議会では、平成31年度の納付金、あるいは標準保険料の算定が行われているのではないかと思います。そこで、都道府県化後の本町の国保財政の状況について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国保の都道府県化につきましては、施行以来、まだ1年が未経過というような状況でありますので、不透明な部分というのもありますけれども、国の財政支援の拡充でありましたり、また、都道府県が新たに財政運営の責任主体となることによりまして、実質的な医療費の支払いは都道府県が担うということで、財政状況というのは安定をしてきておるといふふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 基金は府下で3番目ぐらいに、たくさん1人当たり持っているのではないかなというふうに思っております。

また、お聞きしますが、1人当たりの保険税額は府内でどういう状況なのかお聞きをしたいのと。また、1人当たりの医療費水準はどうなのか。また、所得はどうなのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、1人当たりの保険税の調定額でございますが、平成29年度につきましては、7万5,100円ということで、上から5番目ということでございますし、あと、1人当たりの医療費につきましては、平成29年度データで申しわけございませんが、39万7,460円、18番目ということでございます。

以上でございます。

（「1人当たりの所得はわかりますか」と東議員の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 申しわけございませんでした。

1人当たりの所得でございますが、これ平成29年度のデータでございます。46万2,793円というデータが出ております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 低所得であり、保険税も上から5番目ということでありましたけれども、所得が低い中で、法定減免もされた中での、この7万5,100円であると思いますので、大変厳しい状況だと思っております。

その中で、今後の国の財政支援については、どのようになっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成31年度につきましても、今年度と同様の3,400億円の財政支援となっているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、国保加入者、そして特に若い子育て世代や低所得者の国保税の負担についての町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成29年度決算におけます年齢別の所得別に見た国保税負担では、60歳以上の方が全体の6割を占め、また、年間所得が200万円以下の方が全体の90.1%を占めておまして、高齢者なり、低所得者層の占める割合が高い状況であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、ちょっと計算をお願いしておりましたが、給与収入400万円、夫婦2人、30代、専業主婦、及び、夫婦2人、30代、専業主婦と子ども2人の家庭をモデルにした国保、それから協会けんぽ、共済組合の保険税の比較を示されたいと思っております。計算をお願いしておりました。固定資産税は5万円と設定していただいたら結構です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員想定モデル家庭におけます国保税額につきましては、夫婦2人世帯で年税額が30万3,200円、夫婦2人、子ども2人の4人世帯では36万6,200円というふうになるところであります。また、協会けんぽ、共済組合につきましては、それぞれ一般的に公開されております保険料率を参考に試算をいたしましたところ、概算の参考値

という位置づけではありますが、協会けんぽが19万8,045円、共済組合が18万6,186円というふうになるところであります。協会けんぽなり共済組合につきましては、ご案内のとおり扶養家族の人数にかかわらず、制度上どちらのケースも同額となるというようなところがございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 子どもが2人おりましたら、国保より、国保はそれぞれの協会けんぽとか共済組合より2倍の保険で負担となるということであります。大変重い、そういう負担が課せられております。

それで次にですけれども、国保は国民皆保険制度を下支えする制度でありまして、誰もが正規の保険証を持って、誰もが払える保険税にすることが大事であります。所得水準が低く、所得に占める保険税負担が高いのが国保であります。第一は、所得に対する保険税負担の割合を、せめて協会けんぽ並みの負担に引き下げることが重要であります。1兆円の公費負担増を自治体の長ですか、都道府県長でありましたり、市町村長が求めておられるということでもありますけれども、それが実現しない今でも基金を活用して引き下げを行うべきと考えます。特に、本町は基金もたくさんあり、3,400億円の国の補助金も連続して支援がされるということですので、次期保険税のそういう考えるときとなっておりますので、町長の見解をお聞きをしておきたい。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国保税の引き下げについてありますけれども、平成29年度、30年度につきましては、基金の積み立てができるという状況でございます。しかしながら、被保険者数の減少などによりまして、国保税の減収は続いておりますし、また一方で1人当たりの医療費につきましても、京都府内でも高い水準にありますので、京都府に納付する平成31年度の国民健康保険事業費の納付金につきましても、増加をする見込みというふうに考えられますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 慎重に検討していただくということは大切であります。加入している被保険者が減るということでもありますけれども、保険者が減ったら、それに伴って医療費も減っていくということでもありますので、慎重に検討していただき、引き下げをするべきだと思います。それで、特に子どもの保険税の均等割について、協会けんぽと共済組合と比べれば、本当に2倍も高い保険税となっておりますので減額をする、そういうことを検討するべきではないかと思っておりますけれども、見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） そもそもの料率設定の考え方等も異なるのではないかなというふうに推察するわけでありますけども、子どもに係ります均等割の軽減につきましては、国におきまして、今後の検討課題というふうにされているところでありまして、子育て支援や他の医療保険制度との公平性を確保するという観点からも、国の責任と負担による事項でありまして、今後とも京都府を通じて要望をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 国任せにせず、100億円は18歳以下の子ども1人につき幾らかということで、それぞれの自治体に入ってきているわけでありますので、やはり、これだけ格差があるということが明らかになっているわけでありますので、検討すべきではないかと。国任せではなく検討すべきだと思いますが、もう一回お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国任せというんじゃなしに、京都府を通じて、しっかりと要望してまいりたいというふうに申し上げたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 府と町合わせて、こういう問題の解決に国を待たず、しっかりと頑張ってくださいことを来年度の保険税に反映していただくように、よろしく要望しておきたいと思います。

また、国保税においては、未申告の方が結構おられるわけであります。税の申告をすることによって、国保税の軽減や医療費の自己負担限度額の引き下げのそういう資料になるということでありますので、積極的な申告の広報をするべきだと思いますが、実態はどうなっているでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国保税の未申告世帯につきましては、年税額決定前の5月に未申告世帯対象者を抽出いたしまして、117世帯へ申告書を送付しておるところでございます、9月にも再度対象世帯を抽出して申告書を送付しております。

現加入世帯の未申告世帯は38世帯ありまして、今後につきましても、適正な税額算定のための所得の把握に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） しっかりと引き続き行っていただきたいと思います。

次に、介護保険についてであります。

ケアマネジャーは通常の介護保険において、ケアマネジャーは通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護を行う場合には、市町村にそのケアプランを届け出ることとされております。そして、市町村は地域ケア会議で届けられたケアプランの検証を行って、必要に応じケアマネジャーに対し、利用者の自立の支援、重度化防止、あるいはまた地域資源の有効活用を図る観点からサービスの内容の是正を促す、こういうことが国のほうで言われております。厚労省は、この10月から要介護度ごと、要介護1から5までについて、1カ月の利用回数基準を定め、基準を超えた場合にはケアプランの事前届け出が必要となりました。

本町での、この時点での実態はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 訪問介護におけます生活支援中心型サービスにつきまして、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が平成30年10月1日以降に作成、または変更しましたケアプランのうち、国が定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたものにつきまして、保険者への届け出が必要となっております。11月27日現在でありますけれども、届け出がありましたプランは2件でありまして、いずれも要介護1の方でありまして、国が定める回数であります27回を超えているものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 機械的に判断するのではなく、実態に応じたサービスを行うことが大切であります。この利用者の実態を一番よく知っているのがヘルパーさんでありますので、そういうヘルパーさんの意見などが反映される、そういう場所はあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 届け出がありましたケアプランにつきましては、今後、利用者の自立支援なり、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ご本人の持っておられます能力が発揮できまして、自立につながるようなサービスが提供されるよう、ご本人の状況を把握している専門職等により、ケアプランの内容を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 住みなれた場所で住み続けることができるように、しっかりとしたサービスを行っていただくように求めておきます。

次に、時間が来ましたので、第三セクターの項目については次回に延ばさせていただきます。

次に働き方について伺います。

非正規職員の処遇改善と平成32年度から始まる会計年度任用職員制度について伺います。平成29年5月、地方公務員法と地方自治法が改定され、正規職員を原則とする地方公務員に1年任用の会計年度任用職員制度が導入されることになりました。そこで、まず最初に、この改定の概要について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在の非常勤の職員でありますけれども、地方自治法なり、地方公務員法の改正によりまして、特別職非常勤職員は学識経験の必要な職種に限定をされ、臨時的任用職員、いわゆるこれまでの臨時職員は常勤職員の欠員が生じた場合や災害等による緊急性のある場合に限って、常勤のみでの任用をするということになりまして、それ以外につきましては、会計年度任用職員に移行をするという形になります。

今回新設されます会計年度任用職員の処遇につきましては、一般職の地方公務員に該当し、地方公務員法第24条に基づきまして、従事する職務内容や責任の程度等に鑑みまして、今後、検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そこで、本町で臨時・非常勤という形で働いておられる職員はどのくらいおられるのか、その人数について以下の区分ごとをお願いをいたします。1、特別職非常勤職員、地方公務員法第3条第3項第3号に規定するものであります。それから、2つ目に一般非常勤職員、地方公務員法第17条に基づく職員さん、それから、3番目に臨時的任用職員、地方公務員法第22条第2項、または第5項に基づく非常勤の職員さんについてお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、特別職の非常勤職員、地方公務員法第3条第3項第3号に規定されております職員ですけれども、105人でございます。次に、一般職員の非常勤職員、地方公務員法第17条に基づきますいわゆる嘱託職員ですが67人、それから、臨時的任用職員ということで、地方公務員法第22条第2項または第5項に基づきますいわゆる臨時職員、これが185人、合計357人でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） この357人という臨時職員、非常勤職員の皆さんの、全職員に対する割合というのは、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 平成30年4月1日現在ですけれども、正職員が274人ありまして、先ほど申し上げました三種の合計357人で割合を見ますと、全体で56.6%となります。また、嘱託職員なり、臨時職員の合計、252人で正職員を加えた割合で見ますと47.9%となります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それでは、各部署の正職員、再任用職員と合わせたものと、それから配置されている臨時非常勤職員の状況というのは、どういうふうになっているか、わかりましたらお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 各部署になりますと、それぞれ課等にくくってまいりますけども、今、全体で申し上げましたように、職員274人に対しまして、嘱託職員が67人、臨時職員が185人ということで、個々に申し上げることも可能ではございますけれども、多課にわたっておりますので、今、全体で申し上げました数字で報告をさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） また詳しく資料としていただきたいと思います。

それから、嘱託職員、臨時職員の賃金水準については、どのようになっているかお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほど申し上げました資料につきましては、議会からの要請がありまして、既に資料として職員数の一覧表というものをお渡ししておりますので、またご確認をいただけたらと思っております。

それから、嘱託職員なり、臨時職員の賃金水準でございますけれども、賃金につきましては、毎年、府の最低賃金等の上昇等を踏まえまして、時給等も引き上げているところでございます。また、臨時職員と嘱託職員におきましては、その業務の内容等から金額的な差を設けながら適切に管理をしているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 会計年度任用職員制度は、嘱託、アルバイト、臨時職員を会計年度任用職員へ移すというものであります。これは、非正規職員を制度化してしまうものであります。これまで、嘱託や臨時職員に認められておらなかった期末手当の支給が可能となるよい面もありますが、期間1年の非正規雇用の拡大を合法化するものとなっております。現在、非正規の職員さんが357人おられるということでありました。この会計年度任用職員制度

の導入が、非正規雇用をさらに広げていくものになってはなりません。会計年度任用職員制度によって、職員が低賃金の非正規雇用に置きかえられることはないのか。

○議長（篠塚信太郎君） 東議員、時間が終わりました。

○4番（東まさ子君） わかりました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。午後1時15分までとします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田均君の発言を許可します。

10番、山田均君。

○10番（山田 均君） ただいまから、平成30年第4回京丹波町定例会における日本共産党、山田均の一般質問を行います。

今、国会では外国人労働者受け入れの拡大の出入国管理法改定案が衆議院でわずか15時間の審議で強行採決をされました。政府・与党が最重要法案といったものを強行することは、戦後一度もなかったことから、このやり方がでたらめであることは明らかです。この問題は、議論するほど幾らでも問題が出てくると自民党筆頭理事である平沢議員が発言するなど、問題だらけの法案です。また、憲法9条の改正案を憲法審査会に提案する動きも迫っています。

安倍政権は、秘密保護法、安保法制、戦争法、共謀罪など、強行採決を繰り返してきました。数の力で押し通す政治モラルの喪失が、森友文書改ざん、裁量労働制のデータの改ざん、入管法問題での失踪実習生のデータ改ざんなど平気で行われるようになっていきます。今必要なのは、立憲主義、民主主義をきちんと回復することです。世論調査でも時間かけた審議など、多数の国民が求めているのに、数の力で押し切るやり方は議会制民主主義を否定するものです。安倍政権が規制緩和を旗印に原発問題を初め、水道法、森林経営管理法など、大企業が求める国づくりを最優先で進めていることは明らかです。政治は国民のためにあるべきです。国民生活優先の政治を取り戻すために諦めない、声を上げ続けることが本当に必要です。町政においても、声なき声に耳を傾ける、弱い立場に寄り添う町政が求められると考えます。

こうした立場から、私は次の4点について、町長、教育長に施政の方針についてお尋ねをいたします。通告では3点目にしておりましたが、12月11日で教育長が退任されるということから、順番を変更して質問することにしましたのでご了承ください。特に教育長には、

須知高校問題にご尽力をいただきました。職を離れましてもご支援をいただきたいと、このように思うわけでございます。よろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、第1点目に社会教育の振興について、お尋ねをしておきたいと思っております。

社会教育法における公民館の定義として、社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務を定めています。社会教育法は教育基本法の本質にのっとり、国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としております。社会教育法第20条や21条では、公民館の目的などを定めております。また、公民館の設置及び運営に関する基準も告示されています。公民館の役割として、集まる、学ぶ、つなぐを公民館のあるべき姿としています。教育長に公民館の役割とあるべき姿について伺います。1つに公民館活動はどうあるべきと考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

ただいまご質問ありました公民館は、地域の皆様みずからが学ぶ生涯学習の拠点として、また、地域の皆様の交流の場、地域コミュニティ形成の場となっております。今後においても社会教育の学びの場とともに、地域の課題にも取り組み、地域コミュニティとつながって、子どもから高齢者までが集まり、人づくり、地域づくり、きずなづくりの拠点として、活動する公民館活動を目指していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 2つに、中央公民館の役割、位置づけについては、どう考えておられるのか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） さきの一般質問にもございましたが、中央公民館は町内各種団体の会議、学習会、サークル活動等、社会教育の拠点施設であり、そういう意味では重要な拠点であると考えております。また、本庁舎と隣接をしていることから、町の主催事業、町の関連団体の事業にも利用をいただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 3つ目に、今日の公民館の役割から、公民館の使用の許可、休館日など見直す時期だと考えますか、どのように考えておられるのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 中央公民館は、社会教育法と町の条例等に基づき、使用許可を行っております。休館日の見直しについては、住民の皆様のご意見を聞かせていただきながら、検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 公民館の運営方針は、第23条では公民館は次の行為を行ってはならないということで3項目あります。これは公民館の事業として行うことに対して規制しているものであります。本町の公民館の使用については、社会教育法の第5章に位置づけられている公民館の運営方針、社会教育法第23条の規定を準用していますが、これはあくまでも公民館の事業として行ってはならないとしているものであります。第20条の目的では、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

公民館を使用している各種団体、サークルの活動、議員の議会報告会など、広く認められるべきと考えますが、教育長の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 中央公民館は社会教育の施設として、今、ご指摘いただきましたように、社会教育法第23条、公民館の運営方針で、公民館がしてはならないということで3点指摘をされています。1つには営利に係る事業、あるいは特定の営利事業を援助すること。2つには政党の利害に関する事業を行うこと、あるいは公私の選挙にかかわって特定候補等を応援、または反対すると、こういったことをしないこと。そして3つ目には、宗教活動に関して、特定の宗教を応援、あるいはまたそれを反対すると、こういったことをしてはならない。そういう意味では、公民館自身が事業主体として、そういうことはしてはならないと、そういう規定ではあります。同時に社会教育法、そのもとであります教育基本法においては、教育、あるいは教育行政は政治的中立性をしっかり確保するという根本基準を教育の基本原則として定められておりますので、そういう意味から公民館が施設を貸し出す場合においても、こうした社会教育法等の精神に基づいて、貸し出しの要件については、個々の実情に即して一つ一つ判断をさせていただいて、許可をする、しない、ということでこれまでやらせていただきました。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 議員というのは、当然、議員としての町民に対していろんな報告をせんなん、そういう責務もあるわけでございます。そういうことを考えれば、社会教育の一つとも考えられるわけでございますので、町内の議員がその公民館を使って議会報告会をするということは、こういう範囲に入るんじゃないかと思うんですが、その点ひとつ伺っておきたいというのが一つと。

それから、公民館の目的から、先ほども答弁ありましたけども、土曜日、日曜日というのは、やっぱり開館をして、広く社会教育、サークルも含めですね、活用していくという、そういう役割と責任もあるんだと思うんです。他市町村を見ておりましたも、公民館については土日は開館をして、平日を休館日とすると、こういうようになっております。京丹波町の場合は、そうっていないわけでございますので。本来の公民館、また社会教育の趣旨からいっても、そういう土日の開館というのは、当然すべきだと思うんですけども、そういう考え方について、この平成31年度からそういう方向で取り組んでいくんだと、そういう考えはないのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず、土日の使用の件であります。社会教育において、より多くの方にご利用いただくには、多くの方が活動に参加しやすい土日に使っていただくことは、法の精神にも則するのではないかなと考えておりますので、さきに答弁で述べさせていただきましたように、住民の方のご意見を聞いて検討をさせていただくと、先ほどそういう趣旨で答弁をさせていただきました。

それから、議員の皆様様の活動の報告会の件、聞いていましたら、これまでは先ほど申しました公民館の政治的中立性のそういう考え方に基づいて許可をしなかったというふう聞いております。したがって、この問題についても、議員の皆様様に活用いただくことが、社会教育法第23条にある政党の利害、特定の候補の党派、候補の方の応援をしたり、あるいは反対をしたりと、そういったようなことになるのか、ならないのか、一つ一つ具体の個別の課題として慎重に判断すべきかなと、そのように思っています。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 4つに、中央公民館の改築の見通しについて伺っておきたいと思えます。

公民館は社会教育法で公民館の定義、地方公共団体の任務も定めております。こうした役割から、公民館の役割というのは非常に重要だと思います。先ほども教育長のほうから、中央公民館というのは京丹波町の拠点施設やと、こういうお答えもあったわけでございます。

中央公民館の改築につきましては、先ほど答弁がありました。今後とも、中央公民館を使用するということであれば、当然、耐震調査を行って、その結果で使用できるかどうか判断すべきだと、こう思うわけでございます。特に、利用者である京丹波町町民、そして、府内の利用者の身の安全を確保すべき責任というのは、設置者である京丹波町にあります。やはり、耐震調査をまず実施して、判断をすべきだと考えますが、その点、伺っておきたいと思っております。この点については、町長に通告しておりますので、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その耐震の関係等につきましては、午前中に答弁させていただいておりますのでございまして、改築の見通しにつきましても午前中に答弁させていただいておりますけれども、社会教育施設全体の方向性について、慎重に調査なり検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） これまで、中央公民館の耐震調査については明確な答弁がありませんでした。今のままで使っていくというようなことがございました。やはり、先ほど申しましたように、利用者があるわけでございますし、その安全を確保するというのは、当然、自治体の責任であります。設置者である京丹波町に責任があるわけでございますので、町長も災害について、いろいろとこれまで答弁もされているわけでございますので、やはりまず中央公民館、耐震調査をまずやって、その結果で使用できるのか、また、耐震補強でいいのかどうかも含めて、やっぱり判断すべきだと。今のままで、言うたら曖昧にして、使用していくということについては、やはりこれは自治体としての責任が大きいと思うんですね。南丹市にしても亀岡市にしても、耐震調査の結果、使用禁止にはしておりますけれども、やはりそういう判断というのは耐震調査に基づいて私はすべきだと、このように思うんですが、改めて、その耐震調査について、明確な答弁を求めておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 耐震調査が義務づけられている施設ではありませんけれども、耐震の年度からいろんなことが考えられますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 中央公民館の耐震調査はやっぱりはっきりと行政の責任者としてするというので、やっぱりやるべきだということを強く申し上げておきたいと思っております。これが責任があるべき立場の者が、やはり町民の身の安全を守る施設の管理者としての私は責任だと思っておりますので、設置者の。強くその点は求めておきたいと思っております。

次に、農業振興についてお尋ねをいたします。

T P P、環太平洋経済連携協定が11カ国で新協定として、今年5月18日緊急上程をされ、可決されました。6月29日には、T P Pの関連法案が成立しました。T P Pは非関税障壁撤廃など国民生活にも大きな打撃を与えるものであります。また、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖の重要5品目を関税撤廃の交渉から除外するとして国会決議にも反して、重要5品目のうち3割の品目で、牛肉、豚肉では7割の品目で関税が撤廃されることになり、食の安全、投資家対国家紛争解決、いわゆるI S D S条項への懸念も解消されておりません。また、T P P協定発効に先行して、これまで3兆円も投入をしてきましたが、離農や地域の荒廃が進んでおり、地域の実態に合っていないことは明らかです。

また、米国との二国間で新たな貿易協定の交渉が始まりますが、T P P以上に関税の撤廃や食の安全基準の緩和、物流やサービスなど、あらゆる分野について行われます。アメリカの交渉責任者は、日本にはT P P以上の事をやらせると議会で宣言をしております。国内では主食である米の飼料原料導入、直接支払交付金の廃止などは、規模の大きな農家や法人など、経営に大きな影響を与えています。さらに、T P P協定や日米F T A交渉により、日本の農業は大きな打撃を受けることは必至です。農業法人や規模拡大の農家からも不安の声が出されております。

本町の農家が受ける影響について、どう考えておられるのか、伺っておきたいと思います。また、必要な対策、対応はどう考えておられるのか、伺っておきたいと思います。これは、6月議会でもお尋ねしましたが、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） T P P協定の締結や米国との二国間協議につきましては、本町におきましても、輸入の増大と価格の低下等によって、食品市場の競争激化なり、業界の再編によりまして農業者の意欲減退などの問題が憂慮されておるところでございます。そうしたことから、政府によります総合的なT P P関連政策大綱に基づき、攻めの農林業への転換でありましたり、経営安定対策、国や府に対する支援策の要望など、関係機関と連携をして取り組みを行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 国の支援策というのは、長年にわたります厳しい価格競争の押しつけを前提としておりまして、支援策は意欲ある生産者との前提つきで、多くは新たな規模拡大、設備投資、これが条件になっているわけあります。やはり、さまざまな形態の農業が生き残ってこそ、地域社会、地域経済の発展があると思います。それぞれの事情、経営スタイ

ル、規模があっというはずだと思っております。それぞれに合った支援策を京丹波町としても考えるべきだと思っておりますけども、そういう考えはないのかどうか、伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 国のT P Pに関します対策でございますけれども、本町におきましても、農地中間管理機構を利用した中山間所得向上支援事業であったり、また、それに関連します農地集積に伴います農業施設の設置など、一定、国のこのT P P関連に対します事業のほうも実施をしていただいております。特に大きいものと、畜産関係によります畜産クラスター事業の実施もいただいております。今後におきましても、京都府さんを通じまして、しっかり国のほうに要望してまいりたいというように考えておるところでございますし、国のほうといたしましては、中山間地域がそうした事業を受けやすいような仕組みもつくられておりますので、そういったものもしっかりと対応していきたいというように考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 国のそういうような施策がやられておるわけでございますけれども、やはり考えてみますと、京丹波町の小規模な農家を含め、支えておる、そういう所への支援というのは、私は必要だと思っております。だから、そういう支援としては、町はどのように考えているかということが求められておるわけでございます。そういう意味で、やはり第一次産業としてしっかり位置づけて、本来は価格保障、所得補償を、そういうものをしっかりして、自給率を大幅に引き上げていくと、これが非常に基本だと、国の基本として考えるわけですね。

自給率が4割を切る国で輸出を進めると、稼ぐ農業を推進しておるわけでございます。それは、やっぱり実態に合わないというように思いますので、やはり、京丹波町においても、やはりそういう小規模な農家も家族農業も含めてしっかり支援をして、この京丹波町の基本産業である農業の支え手として位置づけるべきだと、こういうふうには思うんですけども、改めてその点伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 本町といたしましても、以前から国なり府の事業に乗らないものにつきましては、一定、各集落なり営農組織向けに町独自の施策も行っておりますし、そういったものから相対的に見ましても町として支援をさせていただいておりますというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） そういう集落営農に対しての支援というのはやっておるのは事実でございます。やはり家族農業というところにも、しっかり目を向けるべきだという点を強く申し上げておきたいと思います。

2つ目は、農家への営農指導についてお尋ねをしておきます。

近年の異常気象の中で、農産物の収穫量も大きな影響を受けております。今年の夏の異常気象で、特産の黒大豆は大きな影響を受けておりますし、特に枝豆の場合は、昨年の半作だと、そういうこともありますし、もっと悪かったという農家もありました。気候温暖化の影響というのは、確実に進んでおるわけでございます。海の海水温が高く、台風の発生も進路も大きく変わっております。近年の異常気象が異常気象ではなくなってきたわけでございます。こうした気象変動、農産物の生産にも大きな影響を与えております。安定した農産物の生産を進めていくために、農家への親身な営農指導が本当に必要だと思うんです。本来、JAがその役割を果たすべきですが、農業振興対策として町が支援をして、農業公社に営農指導員などを配置して、営農指導を行っていくべきだと考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 異常気象に対しましては、京都府の南丹農業改良普及センターがやりましたり、JAから地域に応じた営農指導を行っていただいております。また、来年からは丹波ふるさと振興公社と瑞穂農業公社が合併をし、新たに京丹波農業公社として業務を実施されるということになっております。和知ふるさと振興センターも含めまして、現在の事業内容に加えまして、営農指導等を担える体制の強化を目指していけるように取り組んでいきたいというふうに考えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ぜひ、体制強化を求めておきたいと思います。

3つ目には、小規模な家族農業も地域の支え手として位置づけることであります。兼業、小規模農家、生きがい農業、農業法人、大規模農家、認定農業者など、さまざまな形態の農業が地域を支え、集落を支え、地域経済や地域振興の発展につながっていると考えます。本町の基幹産業である農業の担い手を大規模農家や農業法人などを中心に置くのではなく、小規模な家族農業も地域の支え手として、しっかり位置づけて、必要な支援を行うべきと考えますが、この点についても、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 営農形態につきましては、それぞれさまざまな形態があることは承知をしております、小規模農家の支援でありますけれども、京力農場プランの推進とあわせまして、意欲ある農業者の方が認定農業者に位置づけられるように支援をしてみたいというふうに考えております。

また、地域での話し合いを通じまして、営農組織の立ち上げでありましたり、生産経費削減のための農家組合など、組織で共同利用による機械整備等を考えていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 高齢化は担い手にも確実に進んでおるわけでございます。農業や地域の支え手などを確保し、どう継続をさせていくのか。もう目の前に迫ってきていると思います。町長はそういう認識なのかどうか、そして、できる対策は取り組むべきだと思うんです。

今、言われましたように、個人というよりも集落単位でと、こういうこともございました。共同利用というのもあったわけでございますけど、やはり、そういうことが本当に集落での担い手、そういう人たちをどう支援するかということも非常に大事だと思うんですが、やはりそういう高齢化の中で、本当に支え手をどうしっかり町として支援していくかということが求められると思うんですけれども、改めてもう一度、その点について伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 担い手が高齢化しておることは認識をしておりますし、その対策として先ほど申し上げましたような取り組みも進めてまいりたいというて、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 高齢化になりますと、なかなか高齢ばかり寄って集団というのはなかなか難しいわけでございます。やはりそういう点では、後継者があって、担い手があってこそ、今、言われるような一つのまとまり、集落営農もできていくと、機械の共同化も進むんだ、こう思うんですけれども、この後継者対策について、抜本的に見直して取り組むことも必要だと私は思うんです。一つには、新規就農者の就農から経営が安定するまで、支援が私は必要だと考えるんです。現在、次世代人材投資事業ということで、青年就農給付金など、国の制度を活用しておるわけでございますが、期間は3年ということになっておりますので、

新規就農者が就農して経営が安定するまでの期間を考えると、やはり5年は必要というように思うんですが、国の制度の期間後残りの2年間を町独自で支援をして、やっぱり支え手としてしっかり取り組んでいただくと、こういうようなことを考えるべきだと。そしてまた、今ありましたように、地域の中心になっていただくと、こういうことを考えれば、やはり一つの取り組みが必要と考えるわけでございますけども、見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新規就農者の支援につきましては、国の農業次世代人材投資事業を活用し、就農間もない期間の支援を実施しております。また、町独自の支援といたしましては、後継者の育成事業を実施し、農業施設や農業機械整備等を行う者に対し支援をしておるところでございます。今後の状況に応じて、内容についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 新規就農者が就農して、経営が一定見通しがつくというのは、なかなか今の状況の中では厳しいわけでございますし、一定、今もありましたように機械の導入など含めて支援をしとるわけでございますけども、やはり基本は生活ができるかどうかでございますので、やはりそういう点も含めて、新規就農支援について考えるべきだということを強く申し上げておきたいと思っております。

5つ目には、後継者対策の体制と強化についてであります。

後継者対策は、農業はもちろんですが、地域と集落の後継者になると思っております。今は各集落で農業を担っておりますのは60代後半から70代であります。あと10年いないんですね。農業の支え手はもちろんですけど、地域の支え手も激減をするわけです。後継者対策の取り組みは喫緊の課題だと思います。町政の重要な行政課題でありますので、今、申し上げた新規就農者対策として、やはりそういう専任の担当者を置いて、総合的にいろいろ相談に応じる、こういう体制も必要と考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 後継者対策でありますけれども、担い手の担当職員を配置し、取り組みを行っております。関連する住居でありましたり、農地、流通など、それぞれの担当者との連携、情報共有を図りながら対応をしております。また、生産技術や経営等に関しましては、京都府南丹農業改良普及センターやJAにも協力をいただいているところであります。現状の体制で機能しているのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 担当者を置いておるということでございますけども、やはり誰が、町民の方が見られても、来られても、この方が担当者ということがわかるように、しっかり町民にもすべきやし、また、訪ねてこられた方も、来庁者もわかると、そういうこともしっかりしておくということも、私は当然必要やと思うんですね。それによって、相談もしやすくなりますし、来た人は京丹波町はこういう担当者ちゃんと置いておるということもわかるわけでございますので、そういうことを私はしっかりすべきだと、それもあわせて、こう思うんですけども、その点については、どういうお考えなのか伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在、担い手関係につきましては、先ほど町長から答弁がありましたとおり、課の中に担当職員を置いておるところでございます。農業につきましては、先ほども申し上げましたけども、農地関係、それから住居の関係につきましては、移住の担当者という形で、それぞれ分担をしながら事業のほうを進めておるところでございまして、うちの農業を担当します係の者につきましては、一定相談がありましても、情報を共有しておりますので、それぞれ相談があれば、相談に応じるような形をとっておるところでございます。そうした中で、担い手担当者が最終取りまとめを行って、話をしていくというようなことで、事業のほうを進めております。事務所の所に、前にもあったとは思うんですけども、就農相談窓口という看板を置くなり、そうしたこともということでございますが、そういったことから進めてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ぜひ、そういう取り組みをまず進めていくということをやすべきだということを強く申し上げておきたいと思えます。

3点目に、第三セクター等について、お尋ねをしておきたいと思えます。

丹波地域開発株式会社の株主総会が6月15日に開催をされまして、代表取締役社長に森田保氏が就任をされました。どういう経過とどこの推薦で就任されたのか、まず伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発におきまして、候補者の選定を行い、今年6月の定時株主総会において承認をされたというところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 提案、当然どこかがせんなんわけでございますので、その株主総会

に出席する株主のどこから、筆頭株主である京丹波町が推薦をしたということなのかどうか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京丹波町の推薦も含めまして、京丹波町といいますか、その町からの推薦も含めまして、適任者であるということで、推薦をされたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 丹波地域開発の代表取締役社長というのは、これまで株主の中から選出をされておりました。寺尾前町長は、公金投入の議会の審議の中で、議員からガバナンスが必要だと、こういう声に応じて、副町長を充て職とするとしたわけでございます。今回、代表取締役社長に元JA職員で丹波地域開発とは何の関係もない方、あるとすれば、町長選挙に大きくかかわっておられた方で、町長とは密接な関係にあるというように思いますが、今、京丹波町も含めて推薦したということでございますが、どういう理由で推薦されて代表取締役社長に就任されたのか伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員ご指摘のとおり、今までは町の理事者、副町長等が代取になっておったというようなことで、そのほうがガバナンス的には不透明であるというような思いもありましたので、外部の人間を入れることによって、さらにガバナンスに透明性を上げたいということで、なかなかああいふ会社の経営を任せられる人というのは、なかなかないわけですし、なり手も少ない中でありまして、そういった中で選定をさせていただいたということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ガバナンスという面からということでございますけれども、当然、そう一定経営に、いわゆる会社の一つの経営でございますので、そういう長けた方といいますか、そういう方を指針でも、そういう方をちゃんと選出せいということも言われておるわけでございますけれども、今回、就任された森田さんというのは、そういう会社経営とか、そういう事業の経営ということについては、そういう経験はあるのかなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私が承知しておる限りでは、会社の経営をされたことはないというふうに思っておりますけれども、議員がご指摘の指針では、会社経営をした人間でなければ就任ができないというようなことになっておるのか、それとも、そういうことを経験しなくても

できるのであれば、何かそういったことで欠点となるような、今の社長に欠点があるのであれば、ご指摘をいただけたらというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 何も欠点はないと思います。これまでのいろんな経営に携わっておられた方が、やはりいろんな事業を考えますと必要ではないかということでお尋ねしたんでございます。地域開発が行います事業というのは、店舗貸しと貸し会場の運営ということになっておるわけです。やはり収益向上に向けた取り組みが必要だということになっておるわけでございますので、そういう意味で、森田氏が社長に就任された、推薦された、そういう意味でお尋ねしたわけでございます。

公金投入のときに、今後の会社経営にかかわることについて、こういうように町としては指摘をされておりましたので、収益にこういうふうな取り組みが必要だということで、そういう意味でお尋ねをしたので、その点について何かあれば伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新しい社長が収益の向上には、何も貢献しないというようなご指摘でございましょうか。

（山田議員の発言あり）

○町長（太田 昇君） そういう面で専任をさせていただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 2つ目は、丹波地域開発への6億700万円の公金投入は違法とい、京丹波町に公金支出をした6億700万円を寺尾氏に返還を求める裁判を行っておりますが、その中で原告団が求めておりました5項目のうち2項目、各テナントの賃貸契約書、2つに駐車場の賃貸借の契約書、この2点が文書提出命令によって提出をされました。その契約内容で、各テナント料と各駐車場の賃貸料が明らかになったわけでございますけれども、各テナント料の賃料に大きな差があること、駐車場の賃料にも大きな差があります。第三セクターの筆頭株主として、この賃料については何の問題もなかったと、ないと、考えておられるのか見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 賃料でありますけれども、大きさが、テナントする広さが違えば、賃料は当然変わってくると思っておりますけれども、そういうことではないですか。単価の問題ですか。

単価の問題になりましたら、同じ建物の中でテナントを貸す場合に、入り口に近い所と奥

のテナントと全く同じ賃料で貸すということは、山田議員はされるかもしれませんが、普通はされないと思いますので、そういう意味で差がつくのは当然であるかなというふうに考えておるところでありまして、これについてもちゃんと会社の取締役会等の審議を経て決定をされていると思いますので、何か恣意的に決定されたものではないというふうに私は理解をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 言われるように、会社として株主総会で決定をされて運営をされたというふうには思いますけども、見ておりますと平成9年にオープンしたわけですが、この当初からテナント賃料を2割引きで出発をしております。当初に決めた基本賃料に戻すことがずっとできておりません。京都府の中小企業総合センターの事業診断を見ておりましたが、このテナント賃料を基本賃料に戻すことが経営に直接影響があるということを指摘をしておりました。当初の計画にもともと無理があったというように思うわけですね。その中でも、この各店舗により差があると。入り口と奥ということもございましたけども、やはり公的投入をした責任、株主総会で決めたということでもありますけども、やはり現時点を見ておりましたが、相当な差があるわけですが、その辺について、やはりこの経営をしていくと、公的資金を投入したということから考えて、やはりその内容について、しっかりチェックをするということが必要やと思うんですけども、その点についてはどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公的資金を投入したから賃料の単価も全部統一しなさいという意味ですか。当然、賃料に差はあると思いますし、当初から2割引きであったとかいうようなこともありますけども、それはいろんな形で店舗が空き店舗にならないようにとか、オープンに向けていろんな店舗を呼んでくるというような、会社の政策の中で決定はされたものというふうに理解をされているところでありまして、何か恣意的に2割引きにしたとか、そういうようなものではないというふうに私は理解をしておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） オープン当時から2割引きにして、そしてそれを戻したり下げたり、いろいろ単価をしておりますが、見ておりますと。やはり経営当初の計画からすれば、経営計画があって、そして、経営は黒字経営でうまくいくということを出発をしておるわけですが、やはりそういう中で、先ほど申し上げましたように、丹波地域開発の一番の収入源は賃料と、共益費で運営をしとるわけですが、その一番大もとになり

まず賃料を2割引きにしたりして出発することで、当然、収入は低いわけでございます。いろんな事情は当然あったかと思えますけども、そういう面からいうと、経営としての問題がやっぱりあったんじゃないかと。それで、最終的に高度化資金の返済ができないということで、6億700万円の支援をしたわけでございますから、そういう面で、やはりそういう丹波地域開発の経営実態を見れば、非常に大きい問題も抱えてきた、そういうように思うわけでございますので、改めてお尋ねしたわけでございます。

やはり、この第三セクター、丹波地域開発というのは、まちづくり会社としてやっているわけでございます。やっぱり収入を、今、申しあげましたように、店を貸して、その賃料と、また、貸し会場ということになっておるわけでございますから、そういう面を見ると、本当にそのテナントが埋まっておってこそ、そして、当初の事業計画で決めた賃料が入ってこそ、経営としてはうまくいくということだと思えますけども。それが当初から賃料2割引きにして、それを戻さんままにずっと来たということは、当然、そういう当初の事業計画にも大きい問題があったんじゃないかということでお尋ねしたんですが、そういう状況というのは、町長としてもしっかり分析されて、そういうのをしっかり見て判断をされておるのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） もちろん理想からいいますと、当初に決定された賃料がそのまま、全部テナントも埋まるというのが理想でありまして、そういう経営ができれば一番いいわけにありますけれども、なかなかその賃料とテナントの関係とかでいろんな状況があったんだというふうに推察をしますし、そのできた当時の、バブル期の末期でありましたので、当初に比べて、その建築費なり、土地の購入コスト等が上がって、そういった少し無理な計画があったというのも、私もそれは事実であろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） そういう無理があったんじゃないかということも感じるということでございますけども、収入の柱でありますこのテナント料ですね、店舗が撤退すると、当然収入が減ることになるんですけども、今、空き店舗もあるわけでございますけども、やはり聞くところによりますと、また新たな撤退があると、意向を表明されとるということも聞くわけでございますけども、これは事実であるのかどうかということをお伺いしたいということと。町としては、この第三セクターとしての丹波マーケスの今後の運営、見直し、施設の老朽化も言われておるわけでございますけども、これの対応など検討されておるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 店舗があくかどうかというのは、うわさでは聞いたことがありますけども、確認はしておりませんので、不正確な事はこの場では申し上げないということでご了承いただきたいと思いますが、今後の経営見通しでありますけども、民間の金融機関の借入れがピークを過ぎたというようなことで、資金繰りが安定をしてきておるといふふうに伺っておるところでございます。

施設につきましては、老朽化しておるわけでありまして、この老朽化に対する対応につきましては、建物の現在の所有というのは丹波地域開発が所有しておりますので、会社におきまして対応をいただくべきというふうに考えておるところでございます。

そういった状況でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 経営というのは非常に大事だと思うんですけども、町は公金投入のときに、何を置いても経営改善、いわゆるテナントの誘致だとか、空きスペースを活用とした仕掛けが必要やということで、収益向上に向けた新たな収入の確保とテナントの誘致の取り組みについて、町も一体になってやるんだと、こういうふうに報告をされておるんですけども、状況についてはどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど答弁をさせていただきましたとおりです。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町としては、どのように考えとるかというのを伺っておきたかったんですけども、会社がやるということでございましたので、その点は伺っておきます。

4点目に、ごみ・し尿処理問題についてお尋ねしておきたいと思います。

京都新聞で11月21日付で、ごみ・し尿交換処理へと報道されました。その内容についてでございますが、可燃ごみについて、民間業社が撤退を表明し、それに伴って京都市に1年間受け入れてもらうことになったというように伺ったと思うんですけども、新聞報道では、家庭や事業所から9,000トン出ると、そのうち京都市が7,000トン、あと残りの2,000トンが亀岡市に受け入れてもらうということで合意をすれば一定のめどがつくと、こういうふうになっただけなんですけども、京都市の受け入れというのが1年という約束やと思ったんですが、その点について、延長できる可能性があるのかどうか、伺っておきたいと思いません。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京都市につきましては、こちらから無理をお願いをして受け入れをお願いをしたわけでございますが、京都市の受け入れ先の焼却炉の更新が計画をされておりますので、1年限りの受け入れということになっております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 亀岡市の受け入れが2,000トンでございますので、1年たてば7,000トンをどうするかと、こういう問題になっておるわけでございますけども、その辺についての見通しというのはあるのかどうかということを伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成32年度以降につきましては、現時点では未定という形でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 船井衛管がやろうとすれば莫大な費用が要るわけでございますし、ダイオキシン対策として、焼却の温度を1,000度以上に上げんなんということになりますと、この可燃ごみの量を確保せんなんということにもなるわけでございます。やっぱり、それを考えますと、非常にこれからの負担も含めて見通しがなかなか出ないというふうに思うんですけども、やはり、京丹波町として、ごみを減らす、ごみ減量化、そして堆肥だとか、そのように取り組んでいく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点について見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ごみの減量化や堆肥化につきましては、従来から資源ごみの集団回収助成金や生ごみの堆肥化の処理の助成金等がありまして、活用させていただいておるところでございます。

今後におきましても、減量化なり堆肥化を進めてまいりたいというふうに思いますが、船井衛管管内につきましては、かなり減量化が進んだ状態でございますので、その京都市なんかでは、かなりごみの減量化ということ圧縮されたわけですけども、船井衛管管内ではかなり早くから取り組みを進めていただいております、かなり絞れるだけ絞れたというか、かなりスリムになった状態ということになりますので、そこからまだ乾いた雑巾を絞るように、さらに取り組みを進めていく必要はあるのかなというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ただ、今、減量がなっているということでございますけど、そうす

ると年間9,000トンの処理をせんなんということになりますと、例えば施設をつくるということになると、本当にこれは何年もかかりますし、相当な費用が要ることになるんですね。私が申し上げたかったのは、先進的な市町村を見とりますと、その市町村で出たごみを堆肥化して、そしてまた還元しておる、そういう取り組みをしておる市町村もあるわけでございますけども、その辺の考え方はどうなのかということ。あくまでもなかったら衛管で処理していくということになるのかどうか。そうしたら施設をつくらんなんということになるんですけども、その辺の見通しについての考え方というのはどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ごみ処理の減量に向けた取り組みについては、さらに進めていく必要がありますし、検討をしていく必要があるというふうに思っております。町民の方には、さらに細かい分別収集をお願いせんなんというようなことにもなるかと思っておりますけれども、どういった方法があるのか検討をしていく必要があるというふうに考えております。

長期的にはごみ処理をどうするかという問題につきましては、午前中やったかな、昨日やったかも、検討委員会のほうで検討をいただいているというような状況でございます。そういう回答をさせていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ということは、指針が出てからということになりますので、相当先の話になるんですが、そういう点では困るという点だけ申し上げておきます。

○議長（篠塚信太郎君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

次に、北尾潤君の発言を許可します。

13番、北尾潤君。

○13番（北尾 潤君） 質問に入ります前に、今夏のたび重なる災害により、今なおご苦労をされております皆様に心からのお見舞いを申し上げます。僕も所属する会派、丹心会の仲間とともに被災状況を確認し、一日も早い復旧を願うばかりです。町内全ての災害現場において、幸せな日常生活への早期回復を求め、質問に入ります。

11月14日に中央公民館で開催された中学生サミットでは、本町の3中学校から中学生9名が自身の取り組んだこと、現在取り組んでいることを校内活動から交流事業や部活動など多岐にわたって発表しました。この取り組み、初めてだったと思うんですけど、この取り組みの目的をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 本年度、開催をいたしました京丹波町中学生サミットは、一つには中学生の発表を通じ、町長様を初め、議会、教育を支援いただいております関係者の皆様に本町の中学校ならではの活動、学びの姿を広く知っていただくべく実施をいたしました。また、発表いたしました中学生にとっては、発表を聞いていただいた皆様の評価を通し、学校での学び、取り組みの意義、それぞれの学校、地域のよさを再認識してもらうこと、加えて中学生が互いに学び合う、そういう場になることを願って実施をしたところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） その目的に沿った効果は得られましたか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 100名を超える皆様に参加をいただき、本町の中学校で学ぶ中学生の姿を見ていただくことができ、本町中学校教育の現状を理解いただけたのではないかと考えております。また、発表した中学生にとっては、参観いただいた多くの皆様からの評価の声をいただき、自分自身と自校への自信と誇りを高めるとともに、他校の取り組みに学ぶよい機会になったのではないかと考えています。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 僕もこれ行ったんですけど、思っていた以上にすごくいいものを見させてもらったなと思いました。今、教育長が言われた効果とほとんど同じような感じに思ったんですけど、自分の住んでいる所を知るというのは、物すごく大事な事だと。京丹波町の若い人たちが外に出ていくんですけど、京丹波町がいいとか悪いとか、あと、外がいいとか悪いとか言う前に、京丹波町をしっかりと知ってから外と比べてもらいたいなというのがあります。本当はどんな所なんだろうと。京丹波町の歴史や文化というのを知ってから、外の道を選んでもらうのもいいのかなと思います。

もう1つ、同年代のほかの学校の生徒の活動を知ることができたというのは、すごくいいんじゃないかなと。やっぱり中学校同士離れていますし、簡単にほかの中学校どうしてるんだろうと、自分たちと同年代の人はどんなことを考えてるんだろうというのを知る機会というのがなかなかないんじゃないかなと。今回、自分の発表もそうですけど、ほかの発表も見れるというのは、すごくいいことなんじゃないかなと思いました。

また、今、教育長からありましたように、これ、余り僕としては意識していなかったんですけど、教育長、今、言われたように、自信をつけさせるということによって、僕らも実は

参加者だったんだなというのが、参加者がしっかりと評価する、見ることによって発表した子どもたちが自信をつけて次の事に取り組めるというのは、物すごくいい取り組みだったんだと思います。

また来年あったら必ず見に行きますので、考えていただきたいなど。多分、学校の先生なんかも大分努力されてたんだなというのも見えましたし、できたらもう一回やっていただきたいなどと思いますのでお願いします。

中学生サミットの質問を起こしたのが、次につながってきます。この中学生サミットのやったことの幾つかというのが、本当に次の新指導要領にかかわってくることじゃないかなと、たまたまなのかもしれないけど、そういうふうに思いましたので、次の質問に行きます。

新指導要領について質問いたします。知識や情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が私たちが考える以上のスピードで進展しています。このような中で、我が国の教育の基準となり、東京オリンピックイヤーに当たる2020年度から実施される新指導要領は、その変化に対応し、未来をつくっていく子どもたちが学ぶ基準となるため、非常に重要であると考えます。今回、この質問2回目なんですけど、全面実施が目前になりましたが、どのように考えていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 前回も同じこの新学習指導要領の事についてご質問いただきましたが、この学習指導要領はおよそ10年を単位に改訂がなされてきました。今回の改訂は基本テーマが将来が予測困難な時代に生きる子どもたちの教育のあり方、これが基本テーマとなっています。改訂時における論点整理では、今の小・中学生のおよそ65%、半数を超える子どもたちは、現在存在しない職業につくことになるとし、これまでの改訂とは趣を異にした内容となっております。そのため、将来の予測困難な変化にも対応できる新たな学習スタイルである主体的、対話的で深い学び、いわゆる一般的にはアクティブラーニングと呼ばれているものですが、こうしたことも提起したのが今回の大きな特徴であります。

本町においては、小学校が平成32年、中学校が平成33年からの全面実施に向け、新たな学びのスタイルを目指す豊かな学びを育む京丹波町メソッドというものを打ち立て、それに基づく現在事業改善を進めております。

また、新学習指導要領が求めるそれぞれの教育内容への移行準備もあわせて、現在、各小・中学校で進めているところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 前回に引き続いて、やっぱり将来が予測困難な時代に生きる教育というのは、将来がどんなふうになるか僕らがわかっていないのに、そこに組み込まなきゃいけないというので、取り組むほうも、また生徒も大変だろうなと思います。日本は教育先進国だと言われていたんですけど、最近また、2019年版の、来年の事を書いてある世界大学ランキングというのが発表されました。やっぱり前年に引き続きの結果です。200位以内で日本の大学で入っているのが、東大の42位と京大の65位、だからこの日本の教育を受けて一番勉強した人、一番成績がいい人たちが、世界ではもう42位とか65位とかなってしまっている。急速な変化という部分でいうと、香港、めちゃめちゃ小さい国なんですけど、地域っていうのかな、5校が200位以内に入っています。だから、香港にある大学のうち、5校が東大・京大と同じか、それ以上のような、そんな社会変化、大学の変化が起きている。ここには物すごく多分危機感を抱いて、文科省が新指導要領というのをづくり始めたんだろうなというのも、すごく察することができますし、そういうことを考えながら質問に入っていきたいと思います。

1つ目、「理数教育の充実」というのがあります。これまた、いいニュースといえば、いいニュースなんですけど、今年も本庶佑先生がノーベル医学生理学賞というのを取りました。これで戦後17個目になったのかな、理化学系で17個目のノーベル賞になっています。これ、世界でいうと2位です。アメリカの六十何個か70個ぐらいの後で、日本2位なんですけど、前衆議院議員の北神さんがノーベル賞学者の野依良治さんという方と食事をして、そのときに同じような研究者がいっぱいいたんですけど、彼らが言っていたのが、多分、僕ら世代でもうノーベル賞取れなくなるんじゃないかなと、僕ら最後の世代なんじゃないかなという話をしていたらしいです。そこにいる人たち、みんなどういふことかわかっているんですけど、二、三十年前の研究が認められるので、ノーベル賞というのは、それ以降、基礎物理とか、基礎化学で、日本の教育というのが全然成果を出していない、もっと言ったら勉強していないとか、そんなふうになっているのが、彼らわかっているということですね。だから、どんどんどんどん二、三十年前の研究の人たちがノーベル賞を取った後は、もう全然取れなくなるんじゃないかなと、すごく危機感を持っていましたということでした。

この理系離れというのが進んだことに国として危機感を感じていますが、本町教育行政として、子どもたちに数学、理科に関心を持ってもらう取り組みを考えていますでしょうか。

お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘にありました理数教育においては、ご指摘のように若い世代

の理系離れが指摘をされています。国際的調査においても、日本の生徒は成績はよいが、理科が楽しいと思う率は低いと、こんなふうに結果が出ております。そのため、前回の学習指導要領の改訂から、理数の履修時間の増加が図られ、今回の改訂においても、見直しを持った観察・実験の充実などを図り、自然・科学への関心を高めること、ここに力点を置いた改訂がなされておるといふことでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今、教育長から成績はいいけど、理科を楽しく思わない割合が高いんじゃないかとありました。僕は、これは自然や科学、数学のおもしろさというのを実感できていないのではないかなと思います。どう思いますか。また、これは理科系科目に限らず、学ぶこと全てに通じることですが、自然科学について、体験的に学ぶ工夫を学校教育はもちろん、学校と学校外が一緒になって体験的に学ぶ取り組みも必要かと思いますが、どうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育論としては、全くそのとおりだと、同感であります。ただ、教育行政として、現実論として、どうすべきかということについては、今、北尾議員から今後考えるべき教育行政という研究テーマをいただいたなど、そういうふうに感じています。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） ちょっと歯切れの悪い答弁だったかなと思うんですけど、学校で学校教育ということに限ると、なかなかやっぱり動ける、行動できることってというのが限定的になるんじゃないかなとは思んですけど、ここの職員さん、臨時職員さん合わせた中で、僕、1人、女性なんですけど、昆虫と遊ぼうというか、昆虫をわかってもらおうということ、子どもたちに自分の手をカマキリにかませたり、かませたりというか、ひっかかせたりしながらやったり、あとイモムシ、でかいイモムシの吸盤をさわらせて、何か気持ち悪さみたいなのを、感触を見てもらったりとか、そんなんしている人もいますので、学校外とも協力して、そんなんしていったら、子どもたちも楽しいんじゃないかなと。その人、ムツゴロウの女性版ということで、ムツコさんと呼ばれているらしくて、すごく子どもたちに人気がありますので、また、そういう人の力をかりたらどうだろうというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

「伝統や文化に関する教育の充実」とありますが、その目的と内容をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今期の指導要領の中の重点の一つであります伝統文化に関する教育では、我が国の伝統文化はもとより、地域に伝わる伝統文化に学び、親しむことにより、自国やふるさとへの誇りを培い、伝統文化を大切にし、継承しようとする心の育成を目指しております。具体的な内容としては、古典など、我が国の言語文化、日本の伝統音楽、あるいは武道、日本の食、文化財や年中行事の理解など、幅広い分野で取り組みが進められることになります。

本町独自の取り組みとしては、ふるさと体験資料館を活用した体験学習や地域の人形浄瑠璃、太鼓など、伝統芸能を継承する取り組みをさらに学校教育を通じて進めていきたいと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 本町にはいろんな伝統文化や伝統芸能など、誇りとすべきものが数多くあり、太鼓なんかも何個かあるぐらいなんで、それぞれの地域で伝承・継承する取り組みがされていると思います。

中学生サミットで和知中学校がモデルとなる取り組みの発表をしていましたが、町内の小・中学校でも、こうした取り組みが進められるとよいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） サミットで和知中学校が発表してくれた、それをほかの中学校がというのは、先ほど申しましたように、そういうことを学んでほしいということでもあります。

幸いにも本町の小・中学校は、それぞれの地域で小・中学校、大変大きな支えを受けておりますし、現に和知の小・中学校以外にも、地域の伝統芸能・伝統文化を学ぶ機会をたくさん持っていておられますので、学校のカリキュラム、教育課程の問題ももちろんあるわけですが、総合学習の時間であったり、課外活動を生かして、それぞれの地域の皆様のお力添えを得て、こうした地域の文化、また継承していく、そうした取り組みを教育委員会としてもしっかり後押しをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 先ほどの答弁で、ふるさと体験資料館ということが出てきたんですけど、余りここでイベントが行われているの見たことなかったんですけど、先々月かな、ホークスベリーからの留学生を引率して連れていきました。そこで草履つくったりとか、脱穀したりして、すごく本当に喜んでいました。喜ぶのを見ながら、僕ちょっと不思議な感覚に

なって、これ実は蒲生中とか、瑞中、和知中、もしくは小学校の子たち、全くここ触れずにそのまま町から出ていってしまう可能性があるんだなど。オーストラリアから来た子たち、こういう楽しさとか、この地域はこんなことやってたんだというのを知っているのに、小・中学生が全くここを触れず出ていくっていうのはもったいないなと思いますので、また、このふるさと体験資料館、僕も初めて行ったんですけど、活用、授業の中でしてもらったらいかなど。そうしたら、先ほどあったように、自分たちの地域というのをわかった上で、外と比べられる、外の人に情報発信できる、そういうふうにしていったらいいなと思います。

それでは、「体験活動の充実」の必要性と具体的内容をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどのふるさと体験資料館ですが、現在は各小学校でそこに行つて、先ほどおっしゃっていただいたような、かまどで火をおこしたり、いろりでおこしたり、また、わら草履をつくったりというようなことを体験してもらうような、そういうプログラムを組んで、1回は体験してもらうようにしております。

次に、体験活動の充実についてであります。自己理解と自立、自然と社会との共生などを目指し、他者との共通の目的の達成を目指す社会的な体験活動、自然体験活動、特に中学校からは社会人として自立を目指す職場体験活動など、こうした体験を通して学ぶと。他者との関係を学ぶ、こうした取り組みを進めていております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） こどもすごく大事だと思います。先ほどから大学のランキングがどうだとか、ノーベル賞がどうだとか言っているんですけど、やっぱり僕ら生きているのは、自然の中で生きているので、その中で僕らってどういう存在なんだろうっていうのをしっかりとわかるっていうのは大事ななと。今年のニュースだったので、皆さん、もしかしたら新聞とかニュースで記憶にあるかもしれないですけど、大阪のタワーマンションに住んでいた女の子がダンボを見て飛べるんじゃないかなと思って、タワーマンションから飛びおりたという事件がありました。これは専門家の分析では、高所恐怖症っていうのが、最近、子どもに少なくなっていて、高所平気症というらしくて、高い所が危険だという感覚がすごく薄れている。もっと言ったら、危険な動物がいるとか、危険な場所があるっていうのが、タワーマンションに住んで、エアコンで温度管理されて、学校まで行って、また帰ってきてという生活をしていると、どんどんそういうのがなくなっているっていうふうに聞きますので、これからも本当に、次出てきますけど、ICTの技術とかが進んでいったり、そこにかかわっ

てくるようになっていたりして、頭の中で考えることがいっぱいある中で、やっぱり僕ら自然の中で生きているっていうのをしっかりと教育していくっていうのは大事だなと思います。

次、「外国語教育の充実」であります。どのような準備をしていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 外国語教育の充実においては、急速に進展するグローバル化への対応として、小学校5、6年において、外国語科が導入され、従前の年35時間の外国語活動から70時間に増加をします。また、小学校3年、4年でも、年35時間の外国語活動が新たに導入されることとなります。現在、その移行期間となっておりますが、瑞穂小学校を英語教育実践推進校に指定し、瑞穂小では本年度から全面実施の体制で先行実施をし、そこでの研究成果を他の小学校に普及する、そうした取り組みを進めております。

また、中学校においては、国の教育振興基本計画の成果指標を定める中学校卒業時の英語力である英検3級程度の達成を目指し、昨年度、本町独自の英語検定制度を和知中学校で試行し、本年度から全ての中学校で本格実施を始めております。

このような準備をしております。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今の最後のこれもうちょっと詳しく聞きたいんですけど、中学で独自の英語検定制度を本年度から実施したということですけど、具体的にどのような取り組みでしょうか。また、効果というか、目に見える何かがあったらお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほど申しましたように、文科省が国の教育基本計画の中で、中学卒業時に英検3級程度の力を、その成果指標では卒業時に当面少なくとも50%がクリアできるようにすると、こうした国が到達目標を設定しております。こうしたことを受けて、本町では独自の英検制度をつくって、生徒たちがみずからの力がどこまであるかということを知る、そしてまた、検定制度ですから、何級、何級ということになりますので、そこで少しみずから目標設定をして、意欲を持って頑張ってもらう。そしてまた、学校教員にとっては、自校の英語教育がどの水準にあるのか、そのことを教育する側もみずからの評価指標として生かそうということで、本年度から実施をしました。今年度、2回計画を実施し、既に1回実施をしました。今年度は中学3年生全員、本町の今年度の中学生は99名おりますが、その結果、いわゆる3級以上の実力が確実にあると認定できた者が35名、3級程度の合格の可能性があると、ですから、これ受けてみないとちょっとわからないですが、可能性があると認定した者が、それを加えますと49名という報告を受けました。パーセンテージで49.

5 ですから、ほぼ国が定める指標に限りなくほぼ同程度あるのかなということですので、こうした制度を今後続けることによって、子どもたち、生徒自身もひとつ頑張ってみようと、そういう制度として活用できればよいのかなと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） すごく目標設定して英検3級というのは、わかりやすいなとは思いますが、英検の受験料って本人負担なんですかね、学校負担なんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ちょっと正確な事はね。3,500円かな。ちょっと正確ではありませんが、3,500円程度、3級はその程度であったと。ちょっと曖昧な事ですが、ほぼ3,000円台だったと思います。

（北尾議員の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 本町の英検制度は、いわゆる教員、予算を組んでいただいて、問作を委託して、教員と一緒にやってつくってやっておりますので、この英検制度はいっさい無料というのか、公費でやっているものであります。ただ、その際に教員からは、本当にこの制度で3級と認定した者が、実際の実用英検を受けて3級あるのかと、客観性はどうかと、そういうことが課題になっているんですが、幸いにも、この99名のうち、既にみずから実用英検を受けて、3級程度の実際に合格している者が3分の1ほどおります。彼らも同時に受験をしていますので、彼らの到達状況から見て、そこ一つを指標にしながら、これなら間違いはないということで、中学校の教員がテスト結果の中身とそうしたことを総合して、さっき申しましたように、これは確実にある、このラインはかなり受かるだろうというのが先ほど、そういうことで英語の教員が集まって、そういう評価をしてくれているということでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） ちょっと僕、勘違いしていて、英検3級を受ける取り組みをしているのかなと思ったんですけど、同レベルの問題をつくって、それで英検3級ぐらいの実力があるかどうかというのを確認してるんですね。

今、ありましたように、実際に受けている人もいて、それは今の話だと本人負担ということなんですけど、本人のやる気とか、能力とかとは別に受験料が捻出できないから本当に受けられないという人が出て、学習意欲がそがれるのはもったいないなというふうに思うんです

けど、須知高校が英検を町の補助で受けれるようになったと思うんですけど、これ中学校もそういうふうに町が負担するというのは考えられないんでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 府内の他の市町の中でも、そうした取り組みをしている所があります。ただ、本町が直ちにどうするかについては、これは少し、先ほどではないですが、今後の研究課題に、テーマとして抱えさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 英検3級って、履歴書に英検3級って書けるし、本人、すごく目標にできるようなところかなと、自分の財産にできるようなことかなと思いますので、あと、99人って言われたので、100人ぐらいでしたら、掛ける三千何百円で、三十何万円の話だったら、町としては費用対効果を考えて、やってもいいんじゃないかなと思いますので、お願いしたいなと思います。

それでは、「情報活用能力」というのがあるんですけど、これはどのような取り組みを考えていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 情報活用能力についてであります。AI技術の飛躍的な進化とグローバルネット化の進展に対応し、ICT機器の活用リテラシーや物事を論理的に考える、いわゆるプログラミング的思考の育成が進められることとなります。

本町においては、ICTの活用を進めるため、昨年度全ての小・中学校に無線LANシステムとタブレット型コンピュータを導入し、全ての教室でICT機器を活用した授業ができる環境整備を行ったところであります。現在、この環境を有効活用した授業展開を進めるための研究指定校として下山小学校と瑞穂中学校で、現在研究実践を進めていただき、この成果を町内全ての小・中学校に広めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 僕も、この辺すごく弱いんですけど、ぎりぎりこうついていけると、AI技術とか、ICT機器の活用リテラシー、プログラミング的思考とか、なかなか、今、ケーブルテレビを見ている人も何言ってるんだろうという部分なのかもしれませんが、本当にこれ日本がおくれているだけで、世界は普通にこういう時代に入っているみたいです。

上海に行ってきたので大学の先生と食事をしていたんですけど、もう手を挙げてタクシー

をとめないよと。配車アプリというので場所と時間を打ち込んだら、そこにいついつ来ますという感じで、もう電話もしないし、手も挙げないと言っていました。あと、支払いももうスマートフォンじゃないとやりづらいと。だからスマートフォンを持っていないと、その人、高齢な方なんですけど、僕みたいなおじいちゃんでもスマートフォンないと、全然上海では生きていけないわっていうぐらいな感じになっているみたいです。今まで中国っていうと、日本よりもおくらしているんじゃないかと、意識があったみたいですが、全くそんなことなく、東京よりももっと近代化しているっていうふうに話を聞きますので、ここは必ず日本も追いついていかなきゃいけないなと思います。

それでは、「現代的諸課題の対応」というふうに、最後まとめてあるんですけど、ここに書かれている7項目を含め、それ以外においても、今後どのような教育が必要になると思われますか。また、本町だからできる教育というのはあるのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現代的諸課題への対応についてであります。対応すべき課題として、指導要領に挙げておりますのが、少子高齢化、自然災害、18歳選挙権と主権者教育、消費者教育、オリンピックを契機とした競技力育成、こうしたものが指導要領の中に挙げられております。

その中で、本町の教育にとって喫緊の課題は、少子化に対応した学校教育のあり方や自然災害に対応した教育のあり方などが挙げられると思います。特に少子化の対応では、地域と学校の協働による学校教育の充実と地域の活性化の取り組みは、本町ならではの取り組みではないかと、そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 少子化、人口減少の課題と学校、とりわけ小学校のあり方について、学校を核とした地域創生の視点から、教育長とは何回となく議論してきました。竹野地域での先導的に取り組まれてきた結果について、学校教育の立場から、どのように評価していますか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 竹野地域では、平成28年度から3年間にわたって、地域の活性化委員会の皆さんと学校が一緒になって取り組みを進めてまいりました。

特に学校の立場からいいますと、地域の皆様に学校教育を支えていただき、さまざまな形で学校教育内外にわたって支援をいただいたことによって、非常に小規模校ではありますが、

竹野地域の小学生は、本当に心身ともに充実した学びを体験させていただいたのではないかと、そういう点では学校教育に大きな成果をいただいていると思っております。

また、地域の活性化という視点からいえば、特に竹野地域は外部からの移住者を広く求めることにより、地域の持続的な安定継続をとということで、取り組みを進められてきました。この点では、地域の皆さんと小学校が一緒になって、学齢期を持たれる若い世代を迎えるための学校説明会を地域と学校が一緒になって取り組むと。その結果、平成27年度のスタートの時点の竹野小学校は27名でありました。ところが、取り組みがなければ、実は今年の平成30年は24名がもともと予定されていて、この24という数字は非常に重要な数字でありまして、というのは、その数字になりますと複式学級が2つになるということでありました。現時点で、この3年間で6名の児童の転入があり、現時点での竹野の小学生の在籍は28名でありますので、複式を地域と学校が一緒になって回避をしたと、これは教育条件整備でも非常に大きな成果ではなかったかなと。来年度、平成31年度、竹野小学校のスタートは30名でありますから、3年間で表面上は3人増えたことにはなりますが、いずれにしても少子化でいずこの学校も、京都府内、特に北部は軒並み減っている中で、児童数が増えていっている学校というのは、極めてまれなケースでもありますので、こうした取り組みは文科省でも非常に先導的な取り組みとして、この特に竹野地域の取り組みは、こうした取り組みで全国的なモデルとして文部科学大臣表彰を受賞していただいたと。そういう点では、学校・地域がともに協働することによって、地域も学校もそれぞれにウイン・ウインの関係がつけられると。そういう点では非常に意義のある取り組みではなかったかと。学校教育の立場からは、そんなふうに評価しています。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 過疎地で生徒が増えるというのは、すごく珍しい事だなと。前も申し上げたかもしれないですけど、僕、これに関して最初聞いたときは、早く統合したほうがいいんじゃないかと、競争力なんかも、いっぱい人がいて、いろんな人がいたほうがつくんじゃないかなんて思っていたんですけど、竹野の地域、小学校を見ているうちに、こういう感じで真剣に取り組んだら成果出るんだというふうに途中で変わってきました。これスケールメリットっていうんですかね、小さいほうのスケールメリットっていうのかな、何か見たら先生1人が生徒に接する時間が長かったりとか、そんなのがすごくよく作用しているなと。やっぱり教育の町にできる、そんな子育て・教育の町にできる、そんな可能性を持っているんじゃないかな。今、下山小学校があつたりとか、ほかにもこれから少子化というのが

問題になってくる小学校・中学校があるんですけど、まだまだ可能性ってあるなっていうのを見せてくれています。そんなふうに思います。

新学習指導要領全体を通してなんですけど、やっぱり難しい時代に入ってくるんですけど、ちょっとおもしろいというか、気づいたことを言うと、11月の初めのほうに旧質美小学校で、上田祥玄君という、君って30歳ちょっとぐらいの子なんですけど、京丹波町出身で外に出ました。外っていても日本の外に出て、アフリカのタンザニアで絵を勉強して、帰ってきて、今、アーティストとして活躍しています。その人の講演会というか、1時間ぐらいのものだったんですけど、話聞いていて、いろんな発見があったんですけど、一つ、アフリカのタンザニアで鼻笛って言って、鼻に何かストローみたいな長いやつを突っ込んで演奏するっていうのが、それを職業にしている人がいると。その人もヨーロッパに行ったりして、コンサートして、それでお金を得ているんだと。「祥玄、君が描いてる絵、1枚幾らで売れるかわからないけど、多分、俺よりも稼いでいるかもしれないけど、俺のほうが偉いぞ」と。「何でだ」と言ったら、「祥玄は絵描きという仕事があって、それを選んだんだけど、自分は仕事自体をつくり出した。鼻笛なんてなかった。そんな演奏家いなかったけど、自分は仕事自体をつくったんで、俺のほうが偉い」って言われたみたいです。もう1つ、子どもから大人になるときに、何の仕事をしようかなと考えている子がいて、結局、今、その人、何で食べているかっていったら、橋がない川があって、そこに自分で石を並べて橋をつくって通行料を取って食べて、それで生活しているんだと。その2つの話を聞いて、この人たちっていうのは、先ほど言った情報活用能力っていうのが、実はすごくある人なんじゃないかなと。いろんな情報をネットで調べて、頭の中に入れても、先ほど教育長が言われたように、65%仕事なくなるのに、どの仕事つこうかなって考えていたら、なかなか新しい時代に対応できない。ただ、タンザニアに住んでいるこの2人なんかは、本当はもっといろんな人がいるのかもしれないですけど、この2人なんかは自分で仕事をつくり出して生活している。日本人のほうが、もしかしたらこの部分の能力って劣っているんじゃないかなと思います。

先ほどのダンボの話もそうだけど、いろんな情報が頭の中に入ってくるけど、別に情報収集能力を鍛えるわけではなくて、それを活用して、しっかりと今後の世界に対応しなきゃいけないなというところも頭に置きながら、僕も含めてですけど、子どもたちを育てていきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

太田町政となり1年が経過しました。健康の里づくりを掲げた町長就任時の所信表明から1年の総括と町政の今後を問います。

町行政の公正化、環境整備、暮らしの安心・安全、子育て支援、産業振興を5つの柱として所信表明をされました。それぞれの進捗状況、また、1年間行政運営をつかさどる中で、新しくわかったことや見えた課題、難しいと思ったことや思いを新たにすることはありますか。

お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 所信表明で申し上げました健康の里づくりの推進のために、5つの柱を掲げまして、各施策や解決すべき課題の進捗状況につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

町行政の公正化につきましては、タウンミーティングを開催いたしまして、予算概要でありましたり、新庁舎建設、それから丹波地域開発への公金投入の件につきまして、説明を行って町民の皆さんからご意見を頂戴したところでございます。今後とも、適時適切な情報公開なり、意見聴取に努めてまいりたいというふうに考えております。

環境整備におきましても、台風や豪雨によりまして、災害の多発によりまして、消防団の活動の重要性を痛感させていただいたところでございまして、避難所等ハード面における環境整備とともに、消防団の一層の強化なり充実に努めていきたいというふうに思っております。

暮らしの安心・安全におきましては、京丹波町病院の安定した運営でありましたり、介護職員の人材確保など、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるところであります。

子育て支援につきましては、幼保一体型の認定こども園と学童保育施設の整備の推進なり、須知高校への支援策の実施などを進めておるところであります。

最後に、産業振興につきましては、農林業の分野においては、自然災害が多発する状況の中で、生産基盤の機能の維持と確保に努めている状況でありますし、また、町の魅力の情報発信に継続的に取り組んでおるところでありまして、観光の振興や雇用の創出を図ることで、活力ある地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

ご承知のとおり、普通交付税が合併特例措置の段階的縮減等の影響で、財政状況というのは本当に厳しくなる中で予断を許しませんけども、今後におきましても、町政推進理念であります健康の里づくりという基本に立ち返りながら、施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

特にこの1年、携わる中では、たび重なる自然災害がありまして、やはり安心・安全なま

ちづくりというのをさらに進めていく必要があるというふうに思いまして、何といたしまして、対策本部が入る所が耐震化なり、災害対応ができていないというのが非常に不安な状況であると思いますので、一層、早くしていく必要があるというふうに考えました。

また、まちづくり、同時に人づくりでもありますので、しっかりと人づくりにも取り組んでいく必要があると思います。人口が減る中でありますけども、減った中でも人づくりによって町を活性化させていきたいというふうに考えておるところであります。

いろんな課題がありますけれども、少しずつ、一歩ずつになるかもしれませんが、取り組みを進めてまいりたいというふうに決意を新たにしたところがございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 所信表明でタウンミーティングを実施して、町民の皆さんが行政に対して何を求め、期待されているのか、生の声や提言を、対話を通じて把握するとありました。町長が期待していた対話はできましたか。また、町民は町政に何を求め、何を期待していると思いますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今年度のタウンミーティングにおきましては、予算の概要でありましたり、特に新庁舎の建設の件、それから丹波地域開発への公金投入の件ということで、その部分の特段の説明を行ったところでありまして、主にその点につきまして、町民の皆さんからご意見を頂戴をしたというところであります。それぞれに丹波地域開発につきましては、公金投入の経過でありましたり、内容の説明を申し上げ、新庁舎の建設につきましても、計画なり進捗につきまして、丁寧かつ適切に説明を行ったというふうに考えておりました。参加された大半の町民の方にはご理解をいただけたのではないかなというふうに考えております。

また、そういった意味では時間が少なくなったわけですがけれども、地域ごとの課題でありましたり、要望、提言なども町民の皆さんから貴重なご意見を頂戴することができまして、充実したタウンミーティングが開催できたというふうな認識も一方では持つておるところでありますけれども、やはり会場数を、今年少なくしたということもありますし、そういった形で一定の事項について説明したので、それぞれの地区の要望を聞き出す時間が少なかったというような反省もあります。また、ああいう会議の常として、なかなかああいう所では意見が発表しにくいという方もいらっしゃるわけでありまして、それぞれさらに区長さんからいろんな要望を聞いたり、来年に向けては、それぞれ改善すべき点は改善をしていきますとともに、こういった形で意見を聴取すれば、より住民の方の声が届くかということにしても、

検討を引き続いてしてまいりたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今回のタウンミーティングは、もうほとんど選挙公約であった大きな2つですね、丹波地域開発と新庁舎の問題が大きかったかなと思います。

僕、聞きたかったのが、ずっと最近言っている危機感ですね。京丹波町、このままどうなっていくんだろうと。その辺というのを結構議員活動というか、普通に生活していて、町民が心配している、不安に思っている、その辺がまたタウンミーティングで、全部回れていない、二、三カ所しか行っていない、3カ所かな、しか行っていないので、見れていないので、町長に対して、その辺の危機感みたいなのがあったんだろうか、そういう質問であったんだろうかというのを聞きたかったんですけど、何か、そういうものってありましたか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 直接的には、そういったものはなかったかもしれません。竹野でありましたかね。将来の人口減に対するような発言というのは、一番最初の竹野で、先ほどの竹野小学校の関係で活動されている方からいただいたというふうに認識しています。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 町長もタウンミーティングだけでなく、いろんな生活している中で、行政活動している中で、多分、これからいっぱい聞いていこうと。僕はもうそこを町民と共有しないとイケないなど。議員・行政側だけがあせりながらやっても、町民が何でそこにお金使うんだろうというのがわからずに、いろんなことをしていったらイケないなどと思うので、町民と危機意識みたいなものを共有したいなというふうに思います。

それでは最後、町長は所信表明で本町の最重要課題は少子高齢化に伴う人口減少であると言われていました。僕は、昨年の選挙後、初議会で挨拶のときに本町が置かれている状況に危機感を持って臨みたいと述べさせていただきました。昨年度の出生数が町全体で48人であることに強烈な危機感を感じることはもちろんですが、それ以上に行政が本町の将来をどのぐらい危機感を持って真剣に考えているかが心配です。

今後、どのような方向性でまちづくりをするか。また、9月議会で僕は、町長以下職員それぞれが頭の片隅に人口減少問題を置いて業務に励むのではなく、常にまちづくりを考える課、または職員の配置が絶対に必要である、常にまちづくりを考えるような、そんな担当課か、またはそういう職員の配置が絶対に必要だと提案しました。そのときは、意見を参考にすることでしたが、3月、また編成がえがあると思うんですけど、その進捗状況を問います。

○町長（太田 昇君） 子育て支援でありましたり、移住対策などの少子高齢化に対します能動的で積極的な施策の推進でありますとともに、現在の行政の水準を維持しつつ、効率的に成果を発揮することができる人口減少時代に対応した体制へのシフトを進める必要はあるというふうに考えておりますので、機構改革や組織整備、今現在、検討中でもありますけども、今少しお待ちをいただきたいと思います。多くの市町で人口の減少、高齢化の問題は共通の課題であります、中には人口が増えている所もありまして、京都では南のほうは増えておりますし、お隣の兵庫県では、人口が1万7,000人程度の福崎町という所が唯一増えたということで、小さな市町であっても工夫次第では伸ばせる可能性もあるのかというふうに考えますので、最重要課題であるという認識に変わりはありませんので、もう少し検討して、4月にはこの件も含めて、組織改革とかをやっていく必要があると思いますので、そういったことで検討を進めておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今、町長言われたように、ちょっと言葉が悪いかもしれないですけど、勝ち組と負け組というふうに、これから勝ち負けというのかな、すごく分かれてくると思います。人口増えたりとか、余り減らさなかったとか、ちょっと減らしたとしても、町民が幸せだったりとか、そういうところと、あと、このまま行ったらどんどんどん、今、昨年度48人しか子どもが生まれなかったんですけど、どんどん少なくなって、どうやってこの自治体を維持していくんだらうというふうになるような、そんな自治体も出てくるんじゃないかなと思います。ここをやっぱり真剣に取り組まないと、職員の皆さんが日々の業務に真剣に取り組んでいるとしても、やっぱり人口を減らさないためにはどうしたらいいんだらう、まちづくりどうしたらいいんだらうというのをまず町長がしっかりとイメージして、それをみんなに伝えて、それが行政運営に還元されていくような、そんなふうにしなきゃいけないなど。

ちょっと町長は気分を悪くするかもしれないですけど、健康のまちづくりというふうには、ずっと選挙のときから言われて1年たちました。僕の中では、それで、この京丹波町よくなるんだらうかというイメージが余りつかめません。今、やられていたことというのも、何か将来につながる、大きく京丹波町変わるような、そんな施策ではないような気がします。これから町長、自分がどういうまちづくりをしたいのかをやっぱり町民・職員に伝えながら共有していただきたいなと思います。それがまた3月予算を見ながら、生かせれたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長、ご苦労さまでした、3年間。同僚の議員と話していたんですけど、3年しかやっ

ていないんかというぐらい、すごく濃密な教育行政をしていただいたなと思います。こういう職を離れた後も、できたら教育だけにかかわらず、いろんなことで京丹波町にかかわっていただきながら見守ってもらいたいなと思います。かたいところだけではなくて、例えば教え子と飲みに行って、いろんな話をするとかも、すごく大事な事だと思いますし、ここロケ地誘致の町にするような話もあるので、例えばですけど、時代劇の江戸時代の、僕ずっと思っていたんですけど、一代官役とか、そんなのが回ってきたら、ぜひ受けていただきたい。そんな感じで、ずっと京丹波町にかかわっていただけたらなと思いますので、よろしく願いします。

それでは、北尾潤の一般質問を終わりにします。

○議長（篠塚信太郎君） これで、北尾潤君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、19日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 野口 正利

〃 署名議員 坂本 美智代